

令和 5 年第 5 回市議会（定例会）  
付議案件綴及び同説明資料綴

（その 1）

堺 市



# 目 次

	頁
議案第 106 号	堺市基金条例の一部を改正する条例…………… 3
議案第 107 号	堺市手数料条例及び堺市市税事務所設置条例の一部を 改正する条例…………… 5
議案第 108 号	堺市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例…………… 7
議案第 109 号	堺市美原B&G海洋センター条例の一部を改正する条例 …… 9
議案第 110 号	堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例 …… 11
議案第 111 号	堺市道路占用料条例等の一部を改正する条例…………… 17
議案第 112 号	堺市火災予防条例の一部を改正する条例…………… 25
議案第 113 号	堺市消防手数料条例の一部を改正する条例…………… 29
議案第 114 号	工事請負契約の締結について [上神谷高架橋 (P9-A2工区) 耐震対策ほか工事] …… 31
議案第 115 号	工事請負契約の締結について [津久野小学校体育館長寿命化改修ほか工事 (その2) ] …… 35
議案第 116 号	物品の買入れについて [空気充填車] …… 39
議案第 117 号	指定管理者の指定について [堺市立ビッグバン] …… 41
議案第 118 号	指定管理者の指定について [堺市立人権ふれあいセンター] …… 47
議案第 119 号	指定管理者の指定について [堺市立文化館] …… 53
議案第 120 号	指定管理者の指定について [堺市金岡公園体育館等] …… 57
議案第 121 号	指定管理者の指定について [堺市立のびやか健康館] …… 63

議案第 122 号	指定管理者の指定について [堺市立青少年センター等] .....	67
議案第 123 号	指定管理者の指定について [堺市立勤労者総合福祉センター] .....	73
議案第 124 号	指定管理者の指定について [堺自然ふれあいの森] .....	83
議案第 125 号	指定管理者の指定について [堺市霊園等] .....	89
議案第 126 号	関西広域連合規約の変更に関する協議について.....	95
議案第 127 号	地方独立行政法人堺市立病院機構第4期中期目標の策定に ついて .....	101
議案第 128 号	本市において住居表示を実施する市街地の区域及び 当該区域における住居表示の方法について.....	111
議案第 129 号	当せん金証票の発売について.....	113
議案第 130 号	市道路線の認定について.....	115
報告第 20 号	損害賠償の額の決定の専決処分の報告について.....	129
報告第 21 号	損害賠償の額の決定の専決処分の報告について.....	133
報告第 22 号	損害賠償の額の決定の専決処分の報告について.....	137
報告第 23 号	損害賠償の額の決定の専決処分の報告について.....	141
報告第 24 号	地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について.....	145

# 令和5年第5回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和5年11月28日

堺市長 永藤英機

- 議案第 106 号 堺市基金条例の一部を改正する条例
- 議案第 107 号 堺市手数料条例及び堺市市税事務所設置条例の一部を改正する条例
- 議案第 108 号 堺市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
- 議案第 109 号 堺市美原B&G海洋センター条例の一部を改正する条例
- 議案第 110 号 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 111 号 堺市道路占用料条例等の一部を改正する条例
- 議案第 112 号 堺市火災予防条例の一部を改正する条例
- 議案第 113 号 堺市消防手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第 114 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 115 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 116 号 物品の買入れについて
- 議案第 117 号 指定管理者の指定について
- 議案第 118 号 指定管理者の指定について
- 議案第 119 号 指定管理者の指定について
- 議案第 120 号 指定管理者の指定について
- 議案第 121 号 指定管理者の指定について
- 議案第 122 号 指定管理者の指定について
- 議案第 123 号 指定管理者の指定について
- 議案第 124 号 指定管理者の指定について

- 議案第 125 号 指定管理者の指定について
- 議案第 126 号 関西広域連合規約の変更に関する協議について
- 議案第 127 号 地方独立行政法人堺市立病院機構第4期中期目標の策定について
- 議案第 128 号 本市において住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について
- 議案第 129 号 当せん金証票の発売について
- 議案第 130 号 市道路線の認定について
- 報告第 20 号 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について
- 報告第 21 号 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について
- 報告第 22 号 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について
- 報告第 23 号 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について
- 報告第 24 号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について

## 堺市基金条例の一部を改正する条例

堺市基金条例（平成26年条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表堺市減債基金の項の次に次のように加える。

堺市企業版ふるさと納税基金	地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の資金に充てるため
---------------	--

### 附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

## 堺市基金条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の資金に充てるため、堺市企業版ふるさと納税基金を設置することとし、所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

令和6年1月1日から施行するものであること。



## 堺市手数料条例及び堺市市税事務所設置条例の 一部を改正する条例

(堺市手数料条例の一部改正)

第1条 堺市手数料条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第13条第1号中「又は府民税」を「若しくは府民税又は森林環境税」に改める。

(堺市市税事務所設置条例の一部改正)

第2条 堺市市税事務所設置条例（平成18年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び個人の府民税」を「（個人の府民税及び森林環境税を含む。）」に改める。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

## 堺市手数料条例及び堺市市税事務所設置条例の 一部改正について

### 1 改正の趣旨

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)の施行により、森林環境税を個人の市民税の均等割と併せて賦課徴収することとなることに伴い、堺市手数料条例(平成12年条例第11号)及び堺市市税事務所設置条例(平成18年条例第26号)について所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

令和6年1月1日から施行するものであること。

## 堺市特定非営利活動促進法施行条例の 一部を改正する条例

堺市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第18条を次のように改める。

（電子情報処理組織等による手続等）

第18条 法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「読替え後の情報通信技術活用法」という。）第6条から第8条までの規定により行わせ、又は行う手続等については、次項に定めるもののほか、規則で定めるところによらなければならない。

2 読替え後の情報通信技術活用法第6条第6項に規定する条例で定める場合は、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市長が認める場合とする。この場合において、電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分の提出は、電子情報処理組織を使用して申請等を行った日以後速やかにしなければならない。

### 附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

## 堺市特定非営利活動促進法施行条例の 一部改正について

### 1 改正の趣旨

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく申請、届出等の手続の簡素化を推進し、もって特定非営利活動法人の利便性の向上を図るため、電子情報処理組織等を使用する方法により行うことができる対象を拡大することとし、所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

令和6年3月1日から施行するものであること。

## 堺市美原B & G海洋センター条例の 一部を改正する条例

堺市美原B & G海洋センター条例（平成16年条例第115号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「		「				」
	第1プール	堺市美原区小平尾	を	第1プール	堺市美原区小平尾	に
	第2プール	堺市美原区北余部				
						」

改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 堺市美原B & G海洋センター条例の 一部改正について

### 1 改正の趣旨

堺市美原B & G海洋センターの附属施設である第2プールについて、利用者の減少及び施設の老朽化を踏まえ、当該施設を廃止することとし、所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

令和6年4月1日から施行するものであること。

## 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

堺市国民健康保険条例（昭和34年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第9条中「又は第15条の4」を「、第15条の4又は第15条の5」に、「場合」を「ものとした場合」に改め、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に、「繰入金及び」を「繰入金並びに」に改める。

第10条第1項中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第11条の5の2中「又は第15条の4第2項若しくは第4項」を「、第15条の4第2項若しくは第4項又は第15条の5第3項若しくは第7項」に、「こととした」を「ものとした」に、「になる」を「となる」に改め、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第11条の6中「第15条の2第4項」の次に「又は第15条の5第4項若しくは第8項」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

第15条の2第1項第1号中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第15条の4第1項中「当該被保険者」を「当該未就学児」に、「保険料額」を「保険料率」に改め、同条第2項中「同項中」の次に「「第3項」とあるのは「第4項において読み替えて準用する第3項」と、」を加え、同条第3項第1号中「保険料額」を「保険料率」に、「切り上げ」を「切上げ」に改め、同項第2号中「切り上げ」を「切上げ」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（出産被保険者の保険料の減額）

第15条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者（政令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合（第5項に規定する場合を除く。）における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第

9条の2又は第11条の2の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第11条の5に定める基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。

- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の10の2に定める場合にあつては、出産の日。第25条第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合にあつては、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
  - (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 2 前項各号に掲げる額を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「(第5項)とあるのは「(第7項において読み替えて準用する第5項)と、「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条の2又は第11条の2」とあるのは「第11条の5の3又は第11条の5の6」と、「第11条の5に定める基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の5の10に定める後期高齢者支援金等賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該後期高齢者支援金等賦課限度額」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「(第5項)とあるのは「(第8項において読み替えて準用する第5項)と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条の2又は第11条の2」とあるのは「第11条の7」と、「第11条の5に定める基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の10に定める介護納付金賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該介護納付金賦課限度額」と読み替えるものとする。
- 5 当該年度において、第15条の2の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保



除料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第9条の2又は第11条の2の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第11条の5に定める基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第15条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

6 前項各号に掲げる額を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条の2又は第11条の2」とあるのは「第11条の5の3又は第11条の5の6」と、「第11条の5に定める基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の5の10に定める後期高齢者支援金等賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該後期高齢者支援金等賦課限度額」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条の2又は第11条の2」とあるのは「第11条の7」と、「第11条の5に定める基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の10に定める介護納付金賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該介護納付金賦課限度額」と読み替えるものとする。

第25条を次のように改める。

（出産被保険者に関する届出）

第25条 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 世帯主の氏名、住所及び生年月日

(2) 出産被保険者の氏名、住所及び生年月日

- (3) 出産の予定日
  - (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- 2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
  - (2) 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類
  - (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長は、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

##### (適用区分)

- 2 この条例による改正後の第15条の5の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 堺市国民健康保険条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

- (1) 国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）等の一部改正に伴い、出産する予定等の被保険者に係る保険料を減額することとし、所要の改正等を行うものであること。
- (2) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正に伴う規定の整備を行うものであること。

### 2 施行期日

令和 6 年 1 月 1 日から施行するものであること。



## 堺市道路占用料条例等の一部を改正する条例

(堺市道路占用料条例の一部改正)

第1条 堺市道路占用料条例(昭和28年条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

占用物件		単位	占用料
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,600円
	第2種電柱		2,400円
	第3種電柱		3,200円
	第1種電話柱		1,400円
	第2種電話柱		2,200円
	第3種電話柱		3,100円
	その他柱類		140円
	共架電線その他上空に設ける 線類	長さ1メートルにつき1 年	14円
	地下に設ける電線その他の線 類		8円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,400円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル につき1年	830円
	変圧塔その他これに類するも の及び公衆電話所	1個につき1年	2,800円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1,200円
広告塔	表示面積1平方メートル につき1年	3,900円	
その他のもの	占用面積1平方メートル につき1年	2,800円	
法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満 のもの	長さ1メートルにつき1 年	58円
	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		83円
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		130円

	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		170円
	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		250円
	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		330円
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		580円
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの		830円
	外径が1メートル以上のもの		1,700円
	その他のもの	占用面積1平方メートル につき1年	830円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートル につき1年	2,800円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を 乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.006を 乗じて得た額
		階数が3以上の もの	Aに0.007を 乗じて得た額
	上空に設ける通路		1,900円
	地下に設ける通路		1,200円
	その他のもの		2,800円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートル につき1日 39円
	その他のもの		占用面積1平方メートル につき1月 390円
道路法施行令 (昭和27年 政令第479 号。以下「令」 という。)第7 条第1号に掲 げる物件	看板(アー チであるも のを除く。)	一時的に設け るもの	表示面積1平方メートル につき1月 390円
		その他のもの	表示面積1平方メートル につき1年 3,900円
	標識		1本につき1年 2,200円
	旗ざお	祭礼、縁日等 に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日 39円
		その他のもの	1本につき1月 390円

	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	39円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	390円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	3,900円
		その他のもの		1,900円
令第7条第2号に掲げる発電設備			占有面積1平方メートルにつき1年	2,800円
令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	390円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				280円
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下の地下を除く。）に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
その他のもの			Aに0.025を乗じて得た額	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物			Aに0.01を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.007を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物			Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.007を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Aに0.01を乗じて得た額

物	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第14号に掲げる施設		Aに0.031を乗じて得た額

(堺市準用河川占用料条例の一部改正)

第2条 堺市準用河川占用料条例（平成12年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

外径10センチメートル以上15センチメートル未満のもの	〃	120円
-----------------------------	---	------

を

」

「

外径10センチメートル以上15センチメートル未満のもの	〃	130円
-----------------------------	---	------

に

」

改める。

(堺市法定外公共物管理条例の一部改正)

第3条 堺市法定外公共物管理条例（平成16年条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表中「120円」を「130円」に、「370円」を「390円」に改める。

(堺市公園条例の一部改正)



第4条 堺市公園条例（昭和35年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第24条の3第1号中「に定める」を「で定める」に改め、同条第2号中「の定める」を「で定める」に改める。

別表第1中「990円」を「1,000円」に改める。

別表第2中「1,500円」を「1,600円」に、「3,000円」を「3,100円」に、「120円」を「130円」に、

「		「		を		「		に、																		
	<table border="1"><tr><td>占有面積1平方メートルにつき1年</td><td>1,100円</td></tr></table>	占有面積1平方メートルにつき1年	1,100円		<table border="1"><tr><td>占有面積1平方メートルにつき1年</td><td>1,200円</td></tr></table>	占有面積1平方メートルにつき1年	1,200円				<table border="1"><tr><td>占有面積1平方メートルにつき1年</td><td>2,500円</td></tr><tr><td></td><td>1,200円</td></tr><tr><td></td><td>1,600円</td></tr></table>	占有面積1平方メートルにつき1年	2,500円		1,200円		1,600円									
占有面積1平方メートルにつき1年	1,100円																									
占有面積1平方メートルにつき1年	1,200円																									
占有面積1平方メートルにつき1年	2,500円																									
	1,200円																									
	1,600円																									
	」		」				」																			
「		「		を		「		に、																		
	<table border="1"><tr><td>占有面積1平方メートルにつき1年</td><td>2,400円</td></tr><tr><td></td><td>1,100円</td></tr><tr><td></td><td>1,600円</td></tr></table>	占有面積1平方メートルにつき1年	2,400円		1,100円		1,600円		<table border="1"><tr><td>占有面積1平方メートルにつき1年</td><td>2,500円</td></tr><tr><td></td><td>1,200円</td></tr><tr><td></td><td>1,600円</td></tr></table>	占有面積1平方メートルにつき1年	2,500円		1,200円		1,600円				<table border="1"><tr><td>占有面積1平方メートルにつき1年</td><td>2,400円</td></tr><tr><td></td><td>1,100円</td></tr><tr><td></td><td>1,600円</td></tr></table>	占有面積1平方メートルにつき1年	2,400円		1,100円		1,600円	
占有面積1平方メートルにつき1年	2,400円																									
	1,100円																									
	1,600円																									
占有面積1平方メートルにつき1年	2,500円																									
	1,200円																									
	1,600円																									
占有面積1平方メートルにつき1年	2,400円																									
	1,100円																									
	1,600円																									
	」		」				」																			

「1,800円」を「1,900円」に、「600円」を「630円」に、「400円」を「410円」に、「7,700円」を「7,800円」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の堺市道路占用料条例（以下「新条例」という。）及び第2条の規定による改正後の堺市準用河川占用料条例の別表の規定は、施行日以後の占有期間に係る占用料について適用し、施行日以前の占有期間に係る占用料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日前に占有が始まり、施行日以後も引き続き占有している物件で、その占有期間が1年以内のものに係る占用料については、なお従前の例による。

4 第3条の規定による改正後の堺市法定外公共物管理条例の別表の規定は、施行日以後の使用期間に係る使用料について適用し、施行日以前の占有期間に係る使用料については、なお従前の例による。

5 前項の規定にかかわらず、施行日前に使用が始まり、施行日以後も引き続き使用している物件で、その使用期間が1年以内のものに係る使用料については、なお従前の例による。

6 第4条の規定による改正後の堺市公園条例の別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後の使用許可又は占有許可の期間（以下「使用許可等期間」という。）に係る使用料又は占有料（以下「使用料等」という。）について適用し、施行日前の使用許可等期間に係る使用料等については、なお従前の例による。

7 前項の規定にかかわらず、施行日前に使用又は占有が始まり、施行日以後も引き続き使用し、又は占有している物件で、その使用許可等期間が1年以内のものに係る使用料等については、なお従前の例による。

（経過措置）

8 この条例の施行の際、現に道路占有者である電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者（同項第3号に規定する小売電気事業者を除く。）、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項に規定するガス事業者（同条第3項に規定するガス小売事業者を除く。）及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が設ける占有物件に係る令和6年度以降の各年度の占有料の額は、占有料の支払業務を行っている事業所ごとに算出した占有料の額が前年度の占有料の額に1.2を乗じて得た額（以下「調整占有料額」という。）を超える場合には、新条例の別表の規定にかかわらず、当該調整占有料額とする。

9 この条例の施行の際、現に道路占有者である者（前項に掲げる者を除く。）の占有物件に係る令和6年度以降の各年度の占有料の額は、占有物件ごとに算出した占有料の額が調整占有料額を超える場合には、新条例の別表の規定にかかわらず、当該調整占有料額とする。

## 堺市道路占用料条例等の一部改正について

### 1 改正の趣旨

地価の変動等に鑑み、本市における道路及び河川に係る占用料、法定外公共物に係る使用料並びに公園に係る使用料又は占用料について、その額の改定等を行うこととし、次に掲げる条例について所要の改正等を行うものであること。

- (1) 堺市道路占用料条例（昭和28年条例第9号）
- (2) 堺市準用河川占用料条例（平成12年条例第25号）
- (3) 堺市法定外公共物管理条例（平成16年条例第51号）
- (4) 堺市公園条例（昭和35年条例第18号）

### 2 施行期日

令和6年4月1日から施行するものであること。



## 堺市火災予防条例の一部を改正する条例

堺市火災予防条例（平成20年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項第4号中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第18条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は、雨水等」に改める。

第20条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造としなければならない。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床又は台上に設けなければならない。

第20条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第20条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第18条の2第1項第4号」に改める。

第83条中「前3条まで」を「前3条」に改める。

第85条第14号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第1中

「

上記に分類されないもの	使用温度が800度以上のもの	—	250	200	300	200
-------------	----------------	---	-----	-----	-----	-----

を

」

「

固体燃料以外	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50
	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30
		上記に分類されないもの	使用温度が800度以上のもの	—	250	200	300	200

に

」

改める。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の堺市火災予防条例（以下「新条例」という。）第20条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第18条第1項第4号（新条例第13条第1項及び第3項、第18条第3項、第19条第2項及び第3項並びに第20条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第20条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、同条第1項の規定に適

合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 新条例第20条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるものうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

## 堺市火災予防条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の一部改正等を踏まえ、蓄電池設備及び木炭を燃料とする炭火焼き器の規制等について見直しを行うこととし、所要の改正等を行うものであること。

### 2 施行期日

令和6年1月1日から施行するものであること。



## 堺市消防手数料条例の一部を改正する条例

堺市消防手数料条例（平成20年条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第4の3の項中「同法」を「液石法」に改め、同表の7の項中「同法第36条第1項」を「液石法第36条第1項」に、「又は第3項」を「若しくは第3項又は同法第39条の22第1項」に、「同法第37条の2第1項」を「液石法第37条の2第1項」に改め、同表の9の項及び10の項中「同法」を「液石法」に改める。

### 附 則

この条例は、令和5年12月21日から施行する。

## 堺市消防手数料条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正を踏まえ、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査に係る手数料について見直しを行うこととし、所要の改正等を行うものであること。

### 2 施行期日

令和5年12月21日から施行するものであること。

## 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

1 契約の目的 上神谷高架橋 (P9-A2 工区) 耐震対策ほか工事

2 工事概要 工事延長 L=75.0m  
落橋防止装置工 N=31組  
支承補強装置工 N=38組  
橋脚コンクリート巻立て工 N=2基  
断面修復工 N=1構造物  
はく落防止工 A=25m<sup>2</sup>  
その他 一式

3 契約の相手方 堺市堺区甲斐町東4丁2番20号  
五大・成世建設工事共同企業体  
代表構成員 株式会社五大コーポレーション  
代表取締役 丸橋 宣夫  
他の構成員 成世建設株式会社  
代表取締役 出雲 康雄

4 契約金額 394,900,000 円  
うち取引に係る消費税額等 35,900,000 円

5 仮契約の日 令和5年10月17日

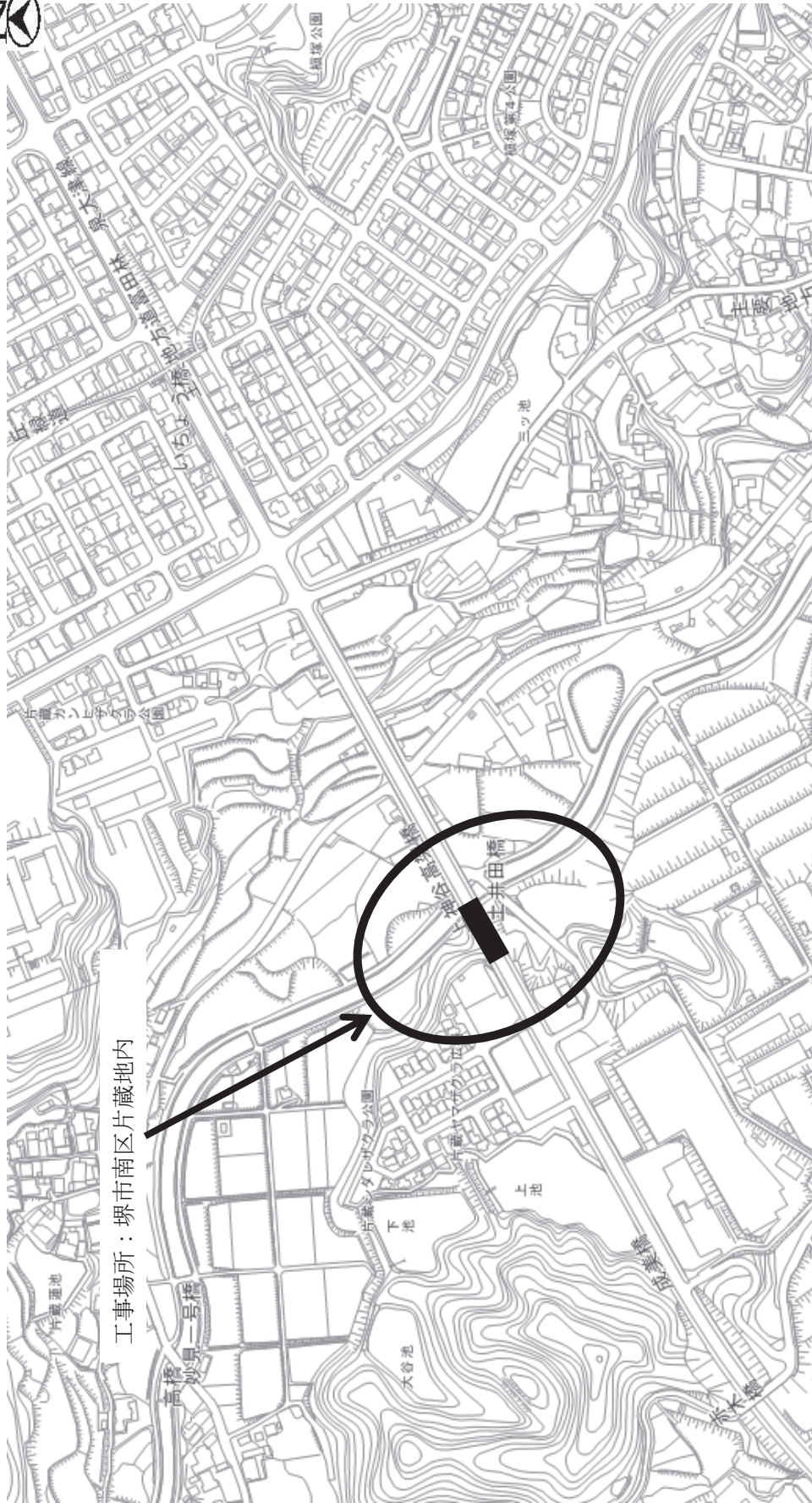
## 工事請負契約の締結について

- 1 契約の締結方法 総合評価一般競争入札  
(地方自治法施行令第167条の10の2第2項による)
- 2 工事期間 議会の議決を経た翌日から  
令和7年3月30日まで
- 3 入札執行日時 令和5年9月26日 午前10時00分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

参加者	経過	技術 評価点	第1回入札金額 (単位 円)	評価値	備考
五大・成世 建設工事共同企業体		115.4	359,000,000	32.144	
大容・利晃 建設工事共同企業体		113.5	360,000,000	31.527	
橋本・リブラ 建設工事共同企業体		110.6	354,100,000	31.234	
今重興産・橘建設 建設工事共同企業体		110.5	355,340,000	31.096	
照建・A h a h a 建設工事共同企業体		108.5	381,528,000	28.438	

(備考) 予定価格 436,357,000 円、調査基準価格 398,171,000 円

上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の10%に相当する額(消費税額等)を加算した金額が契約金額になる。



工事場所：堺市南区片蔵地内

付近見取図



## 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 津久野小学校体育館長寿命化改修ほか工事（その2）
  
- 2 工事概要 体育館棟長寿命化改修 鉄筋コンクリート造地上3階建  
延べ面積：1,343 m<sup>2</sup>（屋根改修、外壁改修、内装改修等）  
体育館棟 昇降機設備工事  
プール水槽改修  
屋外附帯
  
- 3 契約の相手方 堺市中区土師町3丁32番55号  
株式会社山口工務店  
代表取締役 山口 光男
  
- 4 契約金額 415,797,800 円  
うち取引に係る消費税額等 37,799,800 円
  
- 5 仮契約の日 令和5年10月27日

## 工事請負契約の締結について

- 1 契約の締結方法 一般競争入札
- 2 工事期間 議会の議決を経た翌日から  
令和7年2月28日まで
- 3 入札執行日時 令和5年10月16日 午前10時00分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

参加者	経過	第1回入札金額 (単位 円)	備考
株式会社山口工務店		377,998,000 円	落札
株式会社イズミクス		379,999,000 円	
株式会社大森工務店		辞退	
堺土建株式会社		辞退	
道岡建設工業株式会社		辞退	
株式会社益田組		辞退	

(備考) 予定価格 386,560,000 円、調査基準価格 358,892,000 円

上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の10%に相当する額(消費税額等)を加算した金額が契約金額になる。





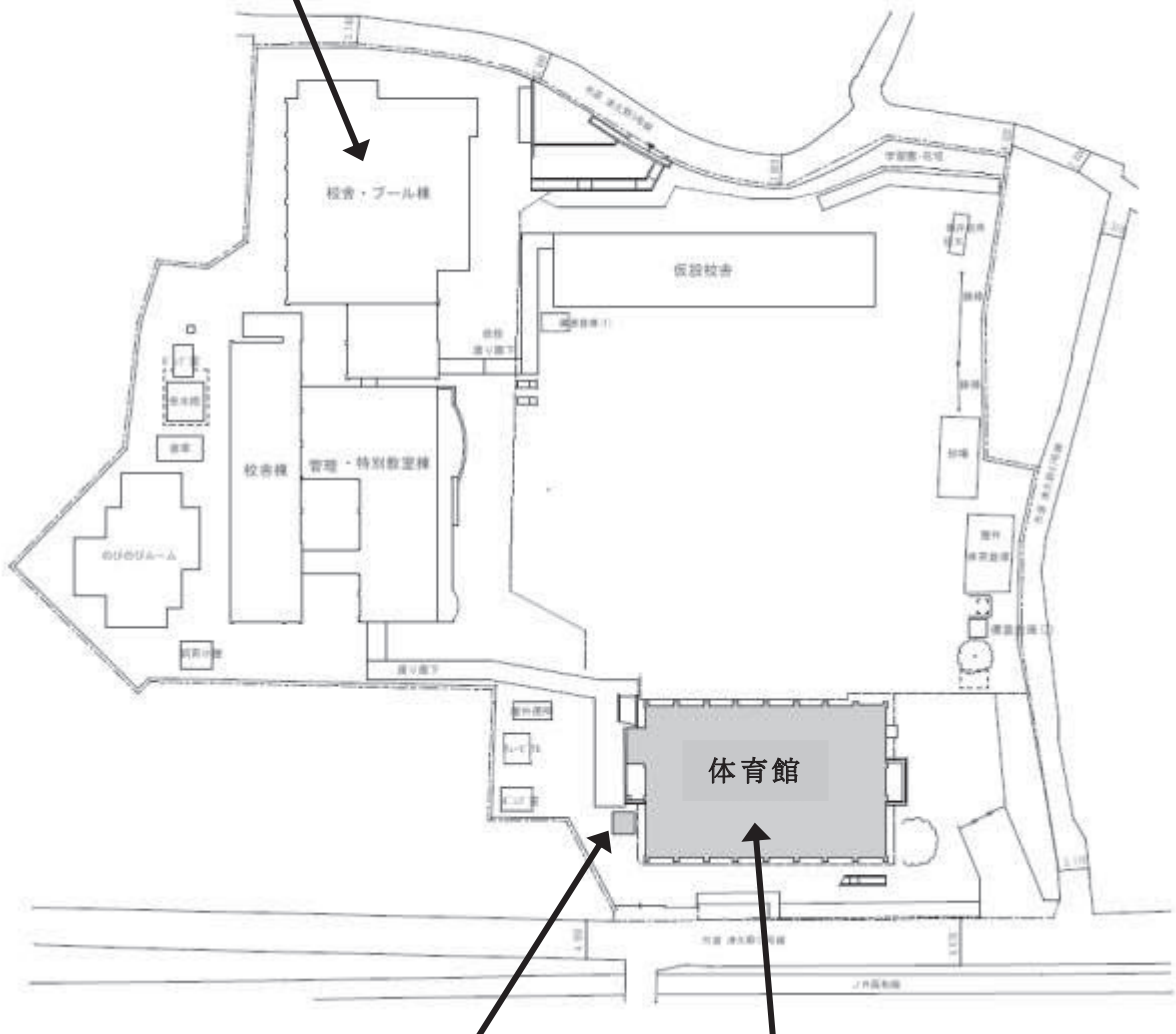
津久野小学校体育館長寿命化改修ほか工事（その 2）

No. 1

付近配置図



プール水槽改修



体育館棟昇降機設備工事

体育館棟長寿命化改修工事  
屋根改修  
外壁改修  
内装改修 等  
屋外附帯

津久野小学校体育館長寿命化改修ほか工事（その2）

No. 2

配置図

## 物品の買入れについて

次のとおり、空気充填車 1 台の買入れを行うものとする。

- 1 購入先 大阪市淀川区西宮原 2 丁目 1 番 3 号  
キンパイ商事株式会社
- 2 購入金額 89,650,000 円  
うち取引に係る消費税額等 8,150,000 円
- 3 仮契約の日 令和 5 年 10 月 26 日

## 物品の買入れについて

- 1 契約の締結方法 一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定の適用を受ける案件）
- 2 納入期間 議会の議決を経た翌日から  
令和7年3月31日まで
- 3 入札執行日時 第1回 令和5年10月12日 午前10時00分  
第2回 令和5年10月17日 午前10時00分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

(単位 円)

参加者	経過	第1回	第2回	備考
キンパイ商事株式会社		82,300,000	81,500,000	落札

上記金額は入札書記載金額で、当該金額に10%相当する額（消費税額等）を加算した金額が契約金額になる。

## 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立 ビッグバン	東京都港区港南1丁目2番70号	株式会社丹青社	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで

[根 拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

## 指定管理者の指定について

1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立ビッグバンの指定管理者として株式会社丹青社を指定し、その管理を行わせようとするものである。

### 2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
株式会社 丹青社	昭和 24 年 10 月 14 日	商業空間・ホスピタリティ空間・パブリック空間・イベント空間・ビジネス空間・文化空間の調査・企画、デザイン・設計、制作・施工、運営	静岡市こどもクリエイティブタウン、足立区ギャラクシティ、豊橋市こども未来館、下関市ふくふくこども館、神戸海洋博物館等の管理運営	公募

### 3 選定の理由

堺市立ビッグバン条例(令和 2 年条例第 44 号)第 16 条第 1 項の規定により公募を行い、応募のあった 2 団体について、堺市泉北ニューデザイン推進室指定管理者候補者選定委員会において同条例第 16 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体が最も高い評価を得た。

当該団体は、本施設の設置目的を十分に理解した上で、魅力ある運営設計や集客力向上に向けたプロモーション計画等の事業提案を行い、テーマに即した創意工夫溢れる展示改修案を示された。また、これまでの類似施設の管理運営の実績等からも、当該施設の管理運営能力を十分に有し、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立ビッグバンの設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

#### 4 選定の経過

##### (1) 応募団体

①東京都港区港南1丁目2番70号

株式会社丹青社

②東京都港区芝3丁目23番1号

ビッグバン未来創造グループ

(代表団体)

東京都港区芝3丁目23番1号

株式会社JTBコミュニケーションデザイン

(他の構成団体)

大阪府中央区船場中央4丁目1番10-203号

一般財団法人大阪教育文化振興財団

(他の構成団体)

大阪府北区万歳町3番7号

株式会社日展

##### (2) 選定経過

令和5年8月27日 堺市泉北ニューデザイン推進室指定管理者候補者選定委員会

(選定基準等の審議)

令和5年11月4日 堺市泉北ニューデザイン推進室指定管理者候補者選定委員会

(書類審査、面接審査、候補者の選定)

##### (3) 選定委員

委員長 大阪総合保育大学学長 大方 美香

委員 大阪公立大学大学院教授 小木曾 望

委員 弁護士 中川 澄

委員 大阪大谷大学教授 長瀬 美子

委員 公認会計士 林 大司

## (4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	株式会社丹靑社	ビッグバン未来創造グループ
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市立ビッグバン条例第16条第3項第1号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	25点	22点	19点
(2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市立ビッグバン条例第16条第3項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	50点	39点	38点
(3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市立ビッグバン条例第16条第3項第3号)	①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報の保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤モニタリング計画	40点	31点	29点
(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市立ビッグバン条例第16条第3項第4号)	①休館日、開館時間の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③利用料金の考え方 ④苦情対応の考え方 ⑤非常時対策	35点	24点	22点
(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市立ビッグバン条例第16条第3項第5号)	①目標設定・目標達成の方策 ②館内展示、イベント及び屋外活動等の企画運営計画 ③子育て支援業務の企画運営計画 ④集客及び広報・プロモーション業務の企画運営計画 ⑤駐車場の運営計画 ⑥自主事業の実施計画 ⑦常設展示及び遊具の改修内容	225点	186点	170点



<p>(6) 管理経費の縮減が図られること。 (堺市立ビッグバン条例第16条第3項第6号)</p>	<p>①経費削減の考え方・方法 ②収支計画の健全性 ③指定管理料の削減</p>	75 点	24 点	23 点
<p>(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市立ビッグバン条例第16条第3項第7号)</p>	<p>①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等 (障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント)</p>	50 点	36 点	24 点
合計点		500 点	362 点	325 点



## 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立人権ふれあいセンター	堺市堺区協和町1丁1番23号	JSAグループ	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
	(代表団体) 堺市堺区協和町1丁1番23号	(代表団体) 一般財団法人 堺市人権協会	
	(他の構成団体) 堺市堺区大仙西町2丁69番9	(他の構成団体) 公益財団法人 堺市就労支援協会	
	(他の構成団体) 堺市堺区協和町1丁1-23	(他の構成団体) 特定非営利活動法人 ヒューマン・ライツ・アドバンス・堺	

[根 拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

## 指定管理者の指定について

1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立人権ふれあいセンターの指定管理者として JSA グループを指定し、その管理を行わせようとするものである。

### 2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
JSA グループ	平成 25 年 8 月 1 日	堺市立人権ふれあいセンターの管理運営	堺市立人権ふれあいセンターの指定管理業務	公募

### 3 選定の理由

堺市立人権ふれあいセンター条例（昭和 49 年条例第 34 号）第 19 条第 1 項の規定により公募を行い、応募のあった当該団体について堺市市民人権局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 19 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、良好な評価を得た。

当該団体は、当該施設の設置目的について十分に理解し、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を発揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると考えられることなどから、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立人権ふれあいセンターの設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

#### 4 選定の経過

##### (1) 応募団体

堺市堺区協和町1丁1番23号

JSA グループ

(代表団体)

堺市堺区協和町1丁1番23号

一般財団法人 堺市人権協会

(他の構成団体)

堺市堺区大仙西町2丁69番9

公益財団法人 堺市就労支援協会

(他の構成団体)

堺市堺区協和町1丁1-23

特定非営利活動法人 ヒューマン・ライツ・アドバンス・堺

##### (2) 選定経過

令和5年8月8日 堺市市民人権局指定管理者候補者選定委員会  
(選定基準等の審議)

令和5年10月16日 堺市市民人権局指定管理者候補者選定委員会  
(書類審査、面接審査、候補者の選定)

##### (3) 選定委員

委員長 弁護士 児玉 優子

委員 公認会計士 伊藤 一博

委員 桃山学院大学教授 小野 達也

委員 大阪教育大学特任准教授 齋藤 直子

委員 大阪公立大学教授 西田 芳正

## (4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	JSA グループ
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市立人権ふれあいセンター条例第 19 条第 3 項第 1 号)	①管理の基本方針 ②隣保館の考え方 ③平等利用・安全の確保	50 点	43 点
(2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市立人権ふれあいセンター条例第 19 条第 3 項第 2 号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	50 点	38 点
(3) 使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市立人権ふれあいセンター条例第 19 条第 3 項第 3 号)	①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	75 点	57 点
(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市立人権ふれあいセンター条例第 19 条第 3 項第 4 号)	①休館日、開館時間の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③利用料金の考え方 ④苦情対応の考え方 ⑤非常時対策	50 点	39 点
(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市立人権ふれあいセンター条例第 19 条第 3 項第 5 号)	①目標設定 ②目標達成の方策 ③自主事業の実施計画	100 点	70 点
(6) 管理経費の縮減が図られること。 (堺市立人権ふれあいセンター条例第 19 条第 3 項第 6 号)	①経費削減の考え方、方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減	120 点	60 点

<p>(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件。 (堺市立人権ふれあいセンター条例第 19 条第 3 項第 7 号)</p>	<p>①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等（障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント）</p>	<p>55 点</p>	<p>41 点</p>
<p>合計点</p>	<p>500 点</p>	<p>348 点</p>	





## 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立文化館	堺市堺区翁橋町 2丁1番1号	公益財団法人 堺市文化振興財団	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

[根 拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

## 指定管理者の指定について

1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立文化館の指定管理者として公益財団法人堺市文化振興財団を指定し、その管理を行わせようとするものである。

### 2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
公益財団法人堺市文化振興財団	平成 6 年 4 月 1 日	文化活動の振興及び地域文化の創造に資する事業を行い、市民文化生活的向上と地域の発展に寄与すること。	堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園、堺市立文化館、堺市立梅文化会館、堺市立東文化会館、堺市立美原文化会館の管理運営業務	公募

### 3 選定の理由

堺市立文化館条例（平成 11 年条例第 28 号）第 23 条第 1 項の規定により公募を行い、応募のあった当該団体について、堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 23 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、良好な評価を得た。

当該団体は、文化芸術の振興に関する事業と当該施設の管理運営について十分に理解し、また、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を発揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると考えられることなどから、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立文化館の設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

### 4 選定の経過

#### (1) 応募団体

堺市堺区翁橋町 2 丁 1 番 1 号

公益財団法人堺市文化振興財団

(2) 選定経過

令和5年7月3日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会  
(選定基準等の審議)

令和5年10月5日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会  
(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長	弁護士	永田 守
委員	公認会計士	下久保 清美
委員	高野山大学特任教授	今西 幸蔵
委員	横尾忠則現代美術館学芸員	小野 尚子
委員	大阪市立美術館館長	内藤 栄

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	公益財団法人堺市文化振興財団
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市立文化館条例第23条第3項第1号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	50点	39点
(2) 事業計画を確実に安定的に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市立文化館条例第23条第3項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	30点	25点
(3) 使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市立文化館条例第23条第3項第3号)	①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報の保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	50点	34点

<p>(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市立文化館条例第23条第3項第4号)</p>	<p>①休業日、開館時間の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③利用料金の考え方 ④苦情対応の考え方 ⑤危機管理及び非常時対策</p>	75点	59点
<p>(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市立文化館条例第23条第3項第5号)</p>	<p>①目標設定 ②目標達成の方策 ③自主事業の実施計画</p>	125点	91点
<p>(6) 管理経費の縮減が図られること。 (堺市立文化館条例第23条第3項第6号)</p>	<p>①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減</p>	90点	51点
<p>(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市立文化館条例第23条第3項第7号)</p>	<p>①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等(障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント)</p>	80点	44点
合計点		500点	343点

## 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の 名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市金岡公園 体育館	堺市東区北野田 1077 番地 アミナス北野 田 3 階	堺市教育スポーツ振 興事業団・ミズノグル ープ	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで
堺市金岡公園 陸上競技場	(代表団体) 堺市東区北野田 1077 番地 アミナス北野 田 3 階	(代表団体) 公益財団法人 堺市教育スポーツ振 興事業団	
堺市金岡公園 野球場	(他の構成団体)	(他の構成団体)	
堺市金岡公園 テニスコート	大阪市中央区北浜 4 丁目 1 番 23 号	美津濃株式会社	

[根 拠]

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

## 指定管理者の指定について

1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市金岡公園体育館、堺市金岡公園陸上競技場、堺市金岡公園野球場及び堺市金岡公園テニスコート（以下「堺市金岡公園体育館等」という。）の指定管理者として堺市教育スポーツ振興事業団・ミズノグループを指定し、その管理を行わせようとするものである。

### 2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
堺市教育スポーツ振興事業団・ミズノグループ	平成 25 年 9 月 1 日	堺市金岡公園体育館等の管理運営	堺市金岡公園体育館等の指定管理者	公募

### 3 選定の理由

堺市公園条例（昭和 35 年条例第 18 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により公募を行い、応募のあった当該団体について、堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 27 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、良好な評価を得た。

当該団体は、本市のスポーツ振興及び当該施設の管理運営の考え方を十分に理解し、公共施設の管理運営実績、利用者サービスの向上、施設維持管理や非常時対策の考え方など管理運営能力を十分に有すると考えられることなどから、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市金岡公園体育館等の設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

#### 4 選定の経過

##### (1) 応募団体

堺市東区北野田 1077 番地 アミナス北野田 3 階

堺市教育スポーツ振興事業団・ミズノグループ

(代表団体)

堺市東区北野田 1077 番地 アミナス北野田 3 階

公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団

(他の構成団体)

大阪府中央区北浜 4 丁目 1 番 23 号

美津濃株式会社

##### (2) 選定経過

令和 5 年 7 月 24 日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会

(選定基準等の審議)

令和 5 年 10 月 16 日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会

(書類審査、面接審査、候補者の選定)

##### (3) 選定委員

委員長 弁護士 永田 守

委員 公認会計士 下久保 清美

委員 大阪体育大学准教授 徳山 友

委員 関西大学教授 西山 哲郎

委員 大阪公立大学教授 横山 久代

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	堺市教育スポーツ振興事業団・ミズノグループ
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市公園条例第27条第3項第1号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	50点	39点
(2) 事業計画を確実に実施するに足る経理的基礎その他経営に関する能力を有すること。 (堺市公園条例第27条第3項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	40点	35点
(3) 使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市公園条例第27条第3項第3号)	①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	50点	38点
(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市公園条例第27条第3項第4号)	①休館(場)日、開館(場)時間の考え方 ②利用料金の考え方 ③人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ④苦情対応の考え方 ⑤危機管理及び非常時対策 ⑥施設設備・器具備品等の維持管理及び第三者への業務委託に関する考え方 トレーニング機器等の調達・設置提案	100点	77点
(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市公園条例第27条第3項第5号)	①目標設定 ②目標達成の方策 ③自主事業①の実施計画 自主事業②の実施計画	110点	80点



(6)管理経費の縮減が図られること。 (堺市公園条例第27条第3項第6号)	①経費削減の考え方と方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減	70点	40点
(7)前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市公園条例第27条第3項第7号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 環境問題への取組み	50点	35点
	④市の施策に整合する取組実績等 (障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント)	30点	20点
合計点		500点	364点



## 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立のびやか健康館	大阪府中央区備後町3丁目6番14号	株式会社 COSPA ウェルネス	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

[根 拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

## 指定管理者の指定について

1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立のびやか健康館の指定管理者として株式会社 COSPA ウェルネスを指定し、その管理を行わせようとするものである。

### 2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
株式会社 COSPA ウェル ネス	昭和 56 年 8 月 4 日	スポーツ施設の経営及 び運営受託並びにスポ ーツ教室の運営等	スポーツ施設の指定 管理業務（大阪市、 門真市、神戸市等）	公募

### 3 選定の理由

堺市立のびやか健康館条例（平成 30 年条例第 53 号）第 19 条第 1 項の規定により公募を行い、応募のあった当該団体について堺市環境局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 19 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、良好な評価を得た。

当該団体は、当該施設の特性を十分に理解し、また、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を發揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると考えられることなどから、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立のびやか健康館の設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

### 4 選定の経過

#### (1) 応募団体

大阪市中央区備後町 3 丁目 6 番 14 号

株式会社 COSPA ウェルネス

(2) 選定経過

令和5年7月13日 堺市環境局指定管理者候補者選定委員会  
(選定基準等の審議)

令和5年10月19日 堺市環境局指定管理者候補者選定委員会  
(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 弁護士 阪尾 晋一

委員 公認会計士 落合 明男

委員 関西大学教授 河端 隆志

委員 大阪大谷大学准教授 小林 未季代

委員 大阪体育大学准教授 友金 明香

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	株式会社 COSPA ウ エルネス
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市立のびやか健康館条例第19条第3項第1号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	40点	32点
(2) 事業計画を確実に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市立のびやか健康館条例第19条第3項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	40点	30点
(3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市立のびやか健康館条例第19条第3項第3号)	①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	60点	44点

<p>(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市立のびやか健康館条例第19条第3項第4号)</p>	<p>①休館日、開館時間の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③利用料金の考え方 ④施設、設備、器具備品等の維持管理についての考え方 ⑤苦情対応の考え方 ⑥非常時対策</p>	80点	60点
<p>(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市立のびやか健康館条例第19条第3項第5号)</p>	<p>①目標設定 ②目標達成の方策 ③自主事業（スポーツ教室事業・健康増進事業）の実施計画 ④自主事業（自動販売機や売店等）の実施計画</p>	60点	44点
<p>(6) 管理経費の縮減が図られること。 (堺市立のびやか健康館条例第19条第3項第6号)</p>	<p>①経費削減の考え方・方法 ②収支計画</p>	40点	30点
<p>(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市立のびやか健康館条例第19条第3項第7号)</p>	<p>①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等（障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント）</p>	80点	61点
合計点		400点	301点

## 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立青少年センター 堺市立青少年の家	埼玉県さいたま市浦和区仲町1丁目12番1号	日本環境マネジメント株式会社	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

[根拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

## 指定管理者の指定について

1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立青少年センター及び堺市立青少年の家の指定管理者として日本環境マネジメント株式会社を指定し、その管理を行わせようとするものである。

### 2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
日本環境マネジメント株式会社	昭和 49 年 12 月 25 日	施設総合管理と環境保全を主業務に創業	堺市立勤労者総合福祉センター、スワンホール（伊丹市立労働福祉会館他）等の管理運営	公募

### 3 選定の理由

堺市立青少年センター等の設置及び管理に関する条例（昭和 61 年条例第 9 号）第 19 条第 1 項の規定により公募を行い、応募のあった 2 団体について堺市子ども青少年局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 19 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体が最も高い評価を得た。

当該団体は、青少年健全育成及び当該施設の管理運営について十分に理解し、また、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を発揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると考えられることなどから、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立青少年センター及び堺市立青少年の家の設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。



#### 4 選定の経過

##### (1) 応募団体

①大阪市西区土佐堀1丁目5番6号

公益財団法人大阪YMCA

②埼玉県さいたま市浦和区仲町1丁目12番1号

日本環境マネジメント株式会社

##### (2) 選定経過

令和5年7月3日 堺市子ども青少年局指定管理者候補者選定委員会

(選定基準等の審議)

令和5年9月25日 堺市子ども青少年局指定管理者候補者選定委員会

(書類審査、面接審査、候補者の選定)

##### (3) 選定委員

委員長 弁護士 永田 守

委員 高野山大学特任教授 今西 幸蔵

委員 京都橘大学非常勤講師 堂本 雅也

委員 公認会計士・税理士 西村 智子

委員 関西大学教授 吉岡 洋子

## (4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	公益財団法人 大阪 YMCA	日本環境マネジメント株式会社
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市立青少年センター等の設置及び管理に関する条例第19条第3項第1号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	50点	39点	38点
(2) 事業計画を確実に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市立青少年センター等の設置及び管理に関する条例第19条第3項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績(青少年健全育成の実績を含む。)	50点	32点	37点
(3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市立青少年センター等の設置及び管理に関する条例第19条第3項第3号)	①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報の保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	50点	36点	38点
(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市立青少年センター等の設置及び管理に関する条例第19条第3項第4号)	①休館日、開館時間の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③利用料金の考え方 ④苦情対応の考え方 ⑤非常時対策	100点	75点	79点
(5) 施設の効用を最大限に発揮させることができること。 (堺市立青少年センター等の設置及び管理に関する条例第19条第3項第5号)	①目標設定 ②目標達成の方策 ③自主事業の実施計画	100点	74点	77点
(6) 管理経費の縮減が図られること。 (堺市立青少年センター等の設置及び管理に関する条例第19条第3項第6号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減	70点	48点	35点

<p>(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市立青少年センター等の設置及び管理に関する条例第19条第3項第7号)</p>	<p>①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等 (障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント)</p>	80点	49点	66点
合計点		500点	353点	370点



## 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立勤労者総合福祉センター	埼玉県さいたま市浦和区仲町1丁目12番1号	日本環境マネジメント株式会社	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

[根拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

## 指定管理者の指定について

1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立勤労者総合福祉センターの指定管理者として日本環境マネジメント株式会社を指定し、その管理を行わせようとするものである。

### 2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
日本環境マネジメント株式会社	昭和 49 年 12 月 25 日	施設総合管理と環境保全を主業務に創業	堺市立勤労者総合福祉センター及び勤労者福祉関係施設（埼玉県、京都府等）の指定管理者	公募

### 3 選定の理由

堺市立勤労者総合福祉センター条例（平成 5 年条例第 4 号）第 16 条第 1 項の規定により公募を行い、応募のあった 6 団体について堺市産業振興局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 16 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体が最も高い評価を得た。

当該団体は、本市の勤労者等の福祉や市民の雇用の安定に寄与する事業及び当該施設の管理運営について十分に理解し、また、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を発揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると考えられることなどから、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立勤労者総合福祉センターの設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

#### 4 選定の経過

##### (1) 応募団体

①東京都目黒区東山1丁目5番4号 KDX 中目黒ビル 6階

アクティオ株式会社

②大阪市中央区本町2丁目1番6号

KUL サンスクエア共同体

(代表団体)

大阪市中央区本町2丁目1番6号

株式会社関西都市居住サービス

(他の構成団体)

大阪市西区江戸堀1丁目2番11号

シンコースポーツ株式会社 大阪支店

(他の構成団体)

堺市北区百舌鳥赤畑町1丁34番10号

株式会社双葉

③東京都千代田区三番町2番地

株式会社コンベンションリンケージ

④埼玉県さいたま市浦和区仲町1丁目12番1号

日本環境マネジメント株式会社

⑤埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 さいたま新都心 LA タワー30F

さかい未来創造パートナーズ

(代表団体)

埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 さいたま新都心 LA タワー30F

株式会社クリーン工房

(他の構成団体)

大阪市北区梅田2-4-9 ブリーゼタワー23階

株式会社ヒト・コミュニケーションズ 関西支社

⑥堺市中区八田北町 415-2

サンスクエア堺プロジェクト

(代表団体)

堺市中区八田北町 415-2

株式会社大阪建物管理

(他の構成団体)

大阪府中央区東高麗橋 2 丁目 24 番地メロディハイム高麗橋 205

株式会社セルボ彩

(2) 選定経過

令和 5 年 6 月 8 日 堺市産業振興局指定管理者候補者選定委員会  
(選定基準等の審議)

令和 5 年 9 月 26 日 堺市産業振興局指定管理者候補者選定委員会  
(書類審査を実施し、面接審査の対象となる上位 3 団体を決定)

令和 5 年 10 月 6 日 堺市産業振興局指定管理者候補者選定委員会  
(面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長	高野山大学特任教授	今西 幸蔵
委員	弁護士	櫛田 和代
委員	堺経営者協会専務理事事務局長	隈元 英輔
委員	公認会計士	西村 智子
委員	堺公共職業安定所業務部長	古市 崇



(4) 書類審査結果表

条例に定める指 定の要件	審査項目	配点	アクティ オ株式会 社	KUL サン スクエア 共同体	株式会 社 コンベン ションリ ンケージ	日本環 境 マネジメ ント株式 会社	さかい未 来創造パ ートナー ズ	サンスク エア堺プ ロジェク ト
(1) 事業計画が 市民の平等利 用その他の観 点から適切な ものであるこ と。 (堺市立勤労者 総合福祉セン ター条例第 16 条第 3 項第 1 号)	①管理の基本 方針 ②平等利用・安 全の確保	50 点	39 点	24 点	36 点	38 点	30 点	37 点
(2) 事業計画を 確実かつ安定 的に実施する に足る経理 的基礎その 他の経営に 関する能力 を有すること。 (堺市立勤労者 総合福祉セン ター条例第 16 条第 3 項第 2 号)	①安定的な経 営資源 ②財務規模、組 織状況 ③事業実績	55 点	45 点	27 点	42 点	48 点	27 点	24 点

<p>(3) 使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市立勤労者総合福祉センター条例第 16 条第 3 項第 3 号)</p>	<p>①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画</p>	50 点	41 点	27 点	36 点	38 点	28 点	38 点
<p>(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市立勤労者総合福祉センター条例第 16 条第 3 項第 4 号)</p>	<p>①休館日、開館時間の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③利用料金の考え方 ④苦情対応の考え方 ⑤非常時対策</p>	75 点	51 点	47 点	48 点	62 点	47 点	45 点
<p>(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市立勤労者総合福祉センター条例第 16 条第 3 項第 5 号)</p>	<p>①目標設定 ②目標達成の方策 ③労働福祉に係る講演会、講習会の開催、市民の雇用の安定に寄与する事業の実施計画</p>	75 点	49 点	42 点	54 点	68 点	34 点	48 点
<p>(6) 管理経費の縮減が図られること。 (堺市立勤労者総合福祉センター条例第 16 条第 3 項第 6 号)</p>	<p>①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減</p>	55 点	40 点	38 点	34 点	43 点	35 点	35 点
		20 点	0 点	20 点	0 点	0 点	5 点	20 点

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市立勤労者総合福祉センター条例第16条第3項第7号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組	45点	28点	32点	31点	37点	31点	32点
	⑤市の施策に整合する取組実績等 (障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント)	30点	30点	10点	10点	30点	10点	20点
合計点	500点	355点	297点	321点	400点	273点	326点	

## (5) 最終審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	アクティオ株式会社	日本環境マネジメント株式会社	サンスクエア堺プロジェクト
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市立勤労者総合福祉センター条例第16条第3項第1号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	100点	78点	76点	73点
(2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市立勤労者総合福祉センター条例第16条第3項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	110点	92点	97点	51点
(3) 使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市立勤労者総合福祉センター条例第16条第3項第3号)	①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	100点	82点	76点	74点
(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市立勤労者総合福祉センター条例第16条第3項第4号)	①休館日、開館時間の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③利用料金の考え方 ④苦情対応の考え方 ⑤非常時対策	150点	101点	122点	91点

(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市立勤労者総合福祉センター条例第 16 条第 3 項第 5 号)	①目標設定 ②目標達成の方策 ③労働福祉に係る講演会、講習会の開催、市民の雇用の安定に寄与する事業の実施計画	150 点	104 点	133 点	93 点
	④自主事業の実施計画	90 点	68 点	70 点	55 点
(6) 管理経費の縮減が図られること。 (堺市立勤労者総合福祉センター条例第 16 条第 3 項第 6 号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画	110 点	76 点	84 点	68 点
	③指定管理料の削減	40 点	0 点	0 点	40 点
(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市立勤労者総合福祉センター条例第 16 条第 3 項第 7 号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組	90 点	56 点	76 点	66 点
	⑤市の施策に整合する取組実績等 (障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント)	60 点	60 点	60 点	40 点
合計点		1,000 点	717 点	794 点	651 点



## 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺自然ふれあいの森	東京都東村山市栄町 2丁目28番5号 小河原ビル3F	ふれあいの森パート ナーズ	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
	(代表団体) 東京都東村山市栄町 2丁目28番5号 小河原ビル3F	(代表団体) 株式会社生態計画研 究所	
	(他の構成団体) 堺市南区晴美台2丁 18番9号	(他の構成団体) 特定非営利活動法人 いっちゃんクラブ	

[根拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

## 指定管理者の指定について

1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺自然ふれあいの森の指定管理者としてふれあいの森パートナーズを指定し、その管理を行わせようとするものである。

### 2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
ふれあいの森パートナーズ	平成 25 年 7 月 31 日	堺自然ふれあいの森の 管理運営	堺自然ふれあいの森 の管理運営を目的に 設立された共同事業 体である。	公募

### 3 選定の理由

堺市公園条例(昭和 35 年条例第 18 号)第 27 条第 1 項第 3 号の規定により公募を行い、応募のあった 2 団体について堺市建設局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 27 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体が最も高い評価を得た。

当該団体は、本市公園の健全な発展と使用の適正化及び当該施設の管理運営について十分に理解し、また、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を発揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると考えられることなどから、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺自然ふれあいの森の設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

### 4 選定の経過

#### (1) 応募団体

①大阪市此花区伝法 6 丁目 2 番 30 号

株式会社 Kei' s



②東京都東村山市栄町2丁目28番5号 小河原ビル3F

ふれあいの森パートナーズ

(代表団体)

東京都東村山市栄町2丁目28番5号 小河原ビル3F

株式会社生態計画研究所

(他の構成団体)

堺市南区晴美台2丁目18番9号

特定非営利活動法人いっちゃんクラブ

(2) 選定経過

令和5年7月4日 堺市建設局指定管理者候補者選定委員会  
(選定基準等の審議)

令和5年10月13日 堺市建設局指定管理者候補者選定委員会  
(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 大阪公立大学大学院准教授 中村 彰宏

委員 奈良県立大学教授 井原 縁

委員 追手門学院大学准教授 今堀 洋子

委員 弁護士 千葉 輝頭

委員 公認会計士 西村 智子

## (4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	株式会社 Kei's	ふれあいの森パート ナーズ
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 1 号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	50 点	34 点	40 点
(2) 事業計画を确实かつ安定的に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 2 号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	50 点	33 点	39 点
(3) 使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 3 号)	①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	75 点	51 点	49 点
(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 4 号)	①開園時間、休園日の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③利用料金の考え方 ④苦情対応の考え方 ⑤非常時対策	75 点	49 点	57 点
(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 5 号)	①目標設定 ②目標達成の方策 ③館内展示、プログラム及び屋外利用等の企画運営計画 ④集客、啓発及び広報等業務の企画運営計画 ⑤森林環境譲与税の趣旨に則った、市民・地域、企業、大学等と連携した南部丘陵の緑地保全に関する普及啓発や人材育成等の企画運営計画 ⑥自主事業の実施計画	100 点	66 点	85 点

<p>(6) 管理経費の縮減が図られること。 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 6 号)</p>	<p>①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減</p>	70 点	52 点	40 点
<p>(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 7 号)</p>	<p>①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等 (障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント)</p>	80 点	34 点	48 点
<p style="text-align: center;">合計点</p>		500 点	319 点	358 点



## 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市霊園 堺市立霊堂	和泉市鶴山台4丁目 5番12号	株式会社 オフィス SKG	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

[根 拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

## 指定管理者の指定について

1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市霊園及び堺市立霊堂の指定管理者として株式会社オフィス SKG を指定し、その管理を行わせようとするものである。

### 2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
株式会社 オフィス SKG	平成 25 年 5 月 10 日	墓地、納骨堂の経営管理及び維持管理等	公共施設の指定管理業務（大阪市設泉南メモリアルパーク、大阪市設住吉霊園ほか 4 霊園）	公募

### 3 選定の理由

堺市霊園条例（昭和 38 年条例第 7 号）第 28 条第 1 項及び堺市立霊堂条例（平成 6 年条例第 33 号）第 24 条第 1 項の規定により公募を行い、応募のあった 3 団体について堺市建設局指定管理者候補者選定委員会において堺市霊園条例第 28 条第 3 項及び堺市立霊堂条例第 24 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体が最も高い評価を得た。

当該団体は、本市霊園、霊堂使用の適正化及び当該施設の管理運営について十分に理解し、また、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を発揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると考えられることなどから、条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市霊園及び堺市立霊堂の設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

### 4 選定の経過

#### (1) 応募団体

①大阪市中央区南船場 1 丁目 16 番 13 号堺筋ベストビル 9 階

市民に親しまれる公園墓地管理グループ

(代表団体)

大阪府中央区南船場1丁目16番13号堺筋ベストビル9階

一般財団法人環境事業協会

(他の構成団体)

堺市堺区東上野芝町1丁目4番地3

公益財団法人堺市公園協会

②和泉市鶴山台4丁目5番12号

株式会社オフィスSKG

③大阪市西区江戸堀1丁目8番4号

堺公園墓地管理グループ

(代表団体)

大阪市西区江戸堀1丁目8番4号

株式会社日比谷アメニス大阪支店

(他の構成団体)

東京都千代田区内幸町1丁目1番1号

株式会社日比谷花壇

## (2) 選定経過

令和5年7月4日 堺市建設局指定管理者候補者選定委員会

(選定基準等の審議)

令和5年10月13日 堺市建設局指定管理者候補者選定委員会

(書類審査、面接審査、候補者の選定)

## (3) 選定委員

委員長 大阪公立大学大学院准教授 中村 彰宏

委員 奈良県立大学教授 井原 縁

委員 追手門学院大学准教授 今堀 洋子

委員 弁護士 千葉 輝頭

委員 公認会計士 西村 智子

## (4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	市民に親しまれる公園墓地管理グループ	株式会社オフィスSKG	堺公園墓地管理グループ
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市霊園条例第 28 条第 3 項第 1 号) (堺市立霊堂条例第 24 条第 3 項第 1 号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	50 点	38 点	37 点	38 点
(2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市霊園条例第 28 条第 3 項第 2 号) (堺市立霊堂条例第 24 条第 3 項第 2 号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	50 点	40 点	34 点	43 点
(3) 使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市霊園条例第 28 条第 3 項第 3 号) (堺市立霊堂条例第 24 条第 3 項第 3 号)	①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報の保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	50 点	37 点	39 点	42 点
(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市霊園条例第 28 条第 3 項第 4 号) (堺市立霊堂条例第 24 条第 3 項第 4 号)	①休館日、開館時間の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③利用料金の考え方 ④苦情対応の考え方 ⑤非常時対策	100 点	73 点	75 点	74 点



<p>(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市霊園条例第 28 条第 3 項第 5 号) (堺市立霊堂条例第 24 条第 3 項第 5 号)</p>	<p>①目標設定 ②目標達成の方策 ③自主事業の実施計画</p>	100 点	73 点	76 点	76 点
<p>(6) 管理経費の縮減が図られること。 (堺市霊園条例第 28 条第 3 項第 6 号) (堺市立霊堂条例第 24 条第 3 項第 6 号)</p>	<p>①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減</p>	70 点	33 点	53 点	38 点
<p>(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市霊園条例第 28 条第 3 項第 7 号) (堺市立霊堂条例第 24 条第 3 項第 7 号)</p>	<p>①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等 (障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント)</p>	80 点	43 点	65 点	37 点
合計点		500 点	337 点	379 点	348 点



議案第 126 号

## 関西広域連合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、関西広域連合規約の変更について、別紙規約案をもって、関係府縣市と協議する。

[根 拠]

地方自治法第 291 条の 11 の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

## 関西広域連合規約の一部を改正する規約案

関西広域連合規約（平成 22 年 12 月 1 日総行市第 250 号総務大臣許可）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 3 号イを次のように改める。

イ 外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成 9 年法律第 91 号）第 4 条第 1 項及び第 2 項に規定する協議会の組織に関する事務

第 4 条第 2 項中「、同項第 1 号ア（同項第 4 号から第 8 号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）及び第 4 号から第 8 号までに掲げる事務にあつては奈良県に係るものを」を削り、「同項第 3 号（ア及びイに係る事務に限る。）」を「同項第 3 号ア」に改める。

第 8 条中「39 人」を「40 人」に改める。

別表総務費の部を次のように改める。

総務費	第 4 条第 1 項第 7 号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割 10 分の 10
	第 4 条第 1 項第 7 号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10 分の 10

別表事業費の部を次のように改める。

事業費	第 4 条第 1 項第 1 号アに規定する事務に係る経費	同項第 2 号から第 8 号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体	同項第 2 号から第 8 号までに掲げる事務ごとの負担割合
	第 4 条第 1 項第 2 号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10 分の 10
	第 4 条第 1 項第 3 号アに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10 分の 5 宿泊施設数割 10 分の 5
	第 4 条第 1 項第 3 号イからキまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10 分の 5 宿泊施設数割（文化及びスポーツの振興に関する事務に係る経費にあつては、均等割

		) 10分の5
第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5 (第1次産業の振興に関する事務に係る経費にあっては、第1次産業就業者数割10分の10)
第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	利用実績割 10分の10
第4条第1項第5号イに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の10
第4条第1項第5号ウに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
第4条第1項第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10
第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	受講者数割(ウェブ研修に関する事務に係る経費にあっては、均等割) 10分の10
事業費のうち、この表の中欄又は右欄の規定により難いと認められる事務に係る経費にあっては、負担する構成団体又は負担割合について広域連合長が別に定める。		

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、広域連合長が規則で定める日から施行する。  
(準備行為)
- 2 関西広域連合は、この規約の施行の前日においても、総務大臣の許可のあった日から、次に掲げる事務(奈良県に係るものに限る。次項において「特定事務」という。)の実施に必要な準備行為をすることができる。  
(1) 改正後の関西広域連合規約(次号及び次項において「新規約」という。)第4条第1項第1号に掲げる事務(同号アに掲げる計画のうち同項第4号から第8号までに掲げる事務に関する部分に係るものに限る。)

(2) 新規約第4条第1項第4号から第8号までに掲げる事務

(負担金の徴収に係る経過措置)

- 3 広域連合長が規則で定める日までの間における特定事務に係る経費の負担については、新規約第20条及び別表の規定により難い場合は、関係団体に協議して定める。

## 関西広域連合規約の変更に関する協議について

### 1 変更の趣旨

本市が構成団体の一員である関西広域連合が処理する事務のうち、奈良県に係るものについては、一部の事務に限定して処理していたが、今後の事務の取組の実効性を高め、関西全体における事業効果の一層の向上を図るため、全ての事務を処理することとし、所要の改正等を行うものであること。

### 2 施行期日

広域連合長が規則で定める日から施行するものであること。





## 地方独立行政法人堺市立病院機構 第4期中期目標の策定について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項の規定により、地方独立行政法人堺市立病院機構が達成すべき業務運営に関する目標を次のとおり定める。

[根拠]

地方独立行政法人法第25条第3項の規定に基づき議会の議決を経る必要があるため。

## 地方独立行政法人堺市立病院機構第4期中期目標

### 前文

地方独立行政法人堺市立病院機構（以下「病院機構」という。）は、平成24（2012）年4月に設立され、平成27（2015）年7月には現在地に移転し、堺市立総合医療センターを開院した。堺市医療圏初の救命救急センターを設置し、地域（ここでは基本的に堺市全域のことをいう。以下同じ。）で求められる救急医療及び高度医療等を提供することで医療水準の向上を図り、安定的かつ継続的に市民の健康維持及び増進に寄与してきた。

第3期中期目標期間においては、新型コロナウイルス感染症に対し、市内唯一の公立病院でありかつ感染症指定病院として、数多くの患者の受け入れやトリアージ病院としての役割を担うなど全職員が一丸となって対応に当たり、地域の医療機関とも連携、役割分担をすることで数々の波を乗り越えてきた。一方で、本市において、新型コロナウイルス感染症の急拡大時には、入院患者の急増等に伴い、救急医療体制を含め、厳しい医療ひっ迫が生じた時期もあり、今後の新興感染症発生時等には、行政と病院機構、地域の医療機関が連携し、速やかに体制が整備できるよう事前に備える必要があるといった課題も浮き彫りになった。また、より適切な医療を患者へ提供することができるよう、デジタル化の推進と近年相次ぐ医療機関へのサイバー攻撃に対する対策を徹底することが求められている。

令和2（2020）年度収支においては、新病院建設により悪化に転じていた経営状況を、新型コロナウイルス感染症に対応しながらも、効率的・効果的な病院運営を行う事で黒字化を実現した。

近年、医師不足や看護師不足、医師の働き方改革の導入、高齢化への対応など医療を取り巻く環境が一層厳しさを増している。そのような中、第4期中期目標では、公立病院として求められる新興感染症への備えや地域医療構想を踏まえた役割を果たし、かつ更なる経営強化に取り組むことで、医療、保健、福祉、教育等の行政全般等と連携・協力しながら持続可能な地域医療提供体制を確保することが求められる。また、大阪府全体の医療の視点からも、広域連携にも貢献し、堺市二次医療圏を支える中核病院として、地域の医療機関等との役割分担と連携強化を図り、持っている機能を最大限に活かし、市民の皆様の命と暮らしを守り、そして、本市の健康福祉を支える役割を担うことが求められる。

市民の健康寿命の延伸、生活習慣病の発症予防等に寄与し、疾病予防の充実・強化、健康を支える地域社会の形成の一端を担い、市民や関係機関から一層信頼され、市民にとって身近な病院となることを期待する。

本中期目標をもとに作成される中期計画については、総務省が策定した公立病院経営強化ガイドラインに基づく公立病院経営強化プランを兼ねるものとする。なお、中期計画策定にあたっては、適切な数値目標を設定し、提供した医療の質や機能、他の病院との連携等を検証・評価することとする。

これらのことを踏まえ、ここに病院機構に示す基本的な方針として第4期中期目標を定める。

## 第1 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和6（2024）年4月1日から令和10（2028）年3月31日までの4年間とする。

## 第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 1 公立病院として担うべき医療

#### (1) 救命救急センターを含む救急医療

ア 新興感染症等の感染拡大時も含め、救命救急センターの円滑な運営に努め、二次救急で対応が困難な重篤な患者に対して、24時間365日、三次救急医療を提供すること。

イ 市内の救急告示病院との適切な役割分担のもと、24時間365日、二次救急医療体制の維持に取り組み、二次・三次の一体的運用による救急医療の中核的役割を果たすこと。

ウ 堺市消防局の救急ワークステーションとの連携によりメディカルコントロール体制において中心的な役割を果たすこと。

エ 精神科医によるコンサルテーションのもと、適切な医療提供につなげることができ体制を整え、積極的に精神科合併症救急患者を受け入れること。

#### (2) がんへの対応

ア がんは、市民の疾病による死亡の最大の原因であり、その対策が市民の生命及び健康にとって重大な問題となっていることから、科学的な知見に基づく適切で良質な医療提供を行うこと。また、地域がん診療連携拠点病院としてがん診療の質的向上に努め、地域の医療機関と連携し、がん相談や情報提供を行うこと。

イ 本市が実施するがん対策等に関する施策に協力し、がんの予防と早期発見に寄与

すること。

(3) 高度・専門医療

- ア 脳血管疾患、心疾患の治療については、地域の医療機関との連携と役割分担に基づき、救命救急センターを有する施設として必要な高度・専門医療を提供すること。
- イ 糖尿病の治療については、食事、運動、薬物療法により適切な医療提供を行うこと。また、合併症等重症化予防の医療に取り組むこと。

(4) 小児医療

地域の医療機関との連携と役割分担に基づき小児医療を提供し、小児救急医療については、初期救急医療を担う堺市こども急病診療センターや他の病院群輪番病院との連携と役割分担のもと、24時間365日、二次救急医療体制を確保すること。

(5) 周産期医療

地域の医療機関との連携と役割分担に基づき周産期医療を提供し、二次・三次の一体的な運用を活かし、緊急的に対応が必要な出産前後の方に対して適切な医療を提供すること。

(6) 感染症医療

- ア 第一種及び第二種感染症指定医療機関として、感染症患者の受入体制の維持、感染症に関する関係法令や本市の計画等に基づく適切な対応など、地域の感染症医療における中核的な役割を果たすこと。
- イ 新興感染症等に備えた平時及び感染拡大時の、必要な人材の育成と確保、病床やスペースの確保、防護具の備蓄、本市内全体の体制整備等を行政等と連携しながら図ること。

(7) 災害その他緊急時の医療

災害その他緊急時には、災害拠点病院として、堺市地域防災計画等に基づく対応を的確に行い、自らの判断で医療救護活動を実施すること。また、大規模な災害や事故の発生に備え、市内の災害協力病院等と連携した訓練の実施と物資の備蓄等を行うこと。

## 2 信頼される医療の提供と患者サービスの向上

### (1) 医療安全対策・感染対策の徹底

医療事故に関する情報の収集と分析を行い、医療事故の予防及び再発防止に取り組むこと。また、院内感染防止対策の確実な実施等により医療安全対策を徹底すること。

### (2) 医療の質の向上

ア 診療科の枠を越えた多職種が連携するチーム医療や医療センターの機能の充実、強化を行うこと。また、クリニカルパスの充実による医療の質の標準化など、医療の見える化に取り組むこと。

イ 医療の発展に貢献するため、臨床研究及び治験に積極的に取り組むこと。

### (3) 患者の視点に立った医療・サービスの提供

ア 医療の中心は患者であることを常に認識し全ての患者の権利と人格を尊重し、インフォームド・コンセントの徹底や患者の視点に立った環境整備に努め、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）にも資するよう、心の通う医療を提供すること。また、地域で果たす役割や医療機能等について、患者ニーズに合った情報発信を積極的に行うこと。

イ 患者が満足し、患者に信頼される病院をめざし、患者の視点に立ったサービスを提供すること。

## 3 地域への貢献

### (1) 健康寿命の延伸に向けた予防事業の推進

市民の健康維持や健康寿命の延伸に寄与するため、緊密に行政や企業、学校、地域住民と連携、協力し、疾病予防の推進に努めること。また、特定健康診査やがん検診をはじめとした健康に関する保健医療情報の発信及び啓発に取り組むこと。

### (2) 地域の医療機関等との連携推進

ア 地域医療構想を踏まえ、公立病院として担うべき医療機能を発揮し、地域での役割を果たすため、紹介された患者の迅速な受入と患者に適した医療機関への積極的

な紹介や開放病床の利用促進を行い、地域の医療機関との連携や協力を推進すること。

イ 地域医療構想における推計年である令和7（2025）年及び中期計画最終年度である令和9（2027）年度における機能ごとの病床数を示すこと。

ウ 地域医療構想や新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、地域の医療機関間の役割分担と関係機関との連携強化を図るなど公立病院として果たすべき役割と機能を発揮すること。

エ 在宅医療について、地域包括ケアシステムの推進に向け、関係者との情報共有やネットワークの構築を図るなど、公立病院としての役割と機能を果たし、地域に貢献するよう積極的に努めること。また、地域連携機能を強化し、医療関係者だけでなく介護関係者との連携関係の構築に取り組むこと。

### (3) 医療従事者の育成

医療専門職の養成や医療従事者の育成に貢献すること。

## 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

### 1 効率的・効果的な業務運営

#### (1) 自律性・機動性・透明性の高い組織運営

ア 適切な権限委譲と効率的な業務運営を図ること。また、経営に関する企画立案機能の更なる強化を図り、各部門の業務分析や損益分析等により患者動向や医療需要等の変化に即した効果的な医療提供体制の整備に取り組むなど、戦略的な病院運営を行うこと。

イ 外部評価等を活用し、効率的かつ効果的であり、また市民目線を活かした業務運営改善を組織全体で図ること。

#### (2) 法令・行動規範の遵守（コンプライアンス）

患者の権利を尊重し、医療法をはじめとする関係法令を遵守することはもとより、行動規範と倫理に基づく適正な病院運営、個人情報保護と管理の徹底を行うこと。

#### (3) やりがいを感じ働くことができる職場環境の整備と運用

職員の業績や能力を的確に反映した客観的な評価制度等を整備、運用し、職員の

モチベーションの向上や人材育成を行うこと。また、人材の確保、定着にも資するよう研修機会を確保するなどの環境整備を行い、職員のスキルアップを図ること。

#### (4) 働きやすい病院運営

- ア 医師等の働き方改革を踏まえ、適切な労務管理を行うこと。また、法令を遵守し、タスクシフトの推進等により時間外労働の縮減を図ること。
- イ 職員の健康を守り、全職員が能力を最大限に発揮できるようワーク・ライフ・バランスを推進し、働きやすい病院をめざし、持続可能な病院運営に取り組むこと。また、家庭と仕事を両立し、子育てや介護をしながら安心して働くための支援の充実に努めること。

### 第4 財務内容の改善に関する事項

#### 1 安定的な経営の維持

- ア 公立病院として担うべき政策医療の分野において、十分な努力を行ってもなお診療収入をもって充てることができない経費は、本市の一般会計から運営費負担金として交付されていることを十分認識したうえで、中期計画に反映し、病院事業全体として効率的経営、収益的収支の向上に努め、自立した運営を図ること。
- イ 収入の確保と効果的な費用節減に取り組み、各年度の収支計画を作成すること。また、計画期間末時点における経営指標に係る数値目標を定め、達成に努めること。
- ウ 施設・設備の整備、更新については、その必要性を十分検討の上、長期的な視点で計画的に行うこととし、収支計画に反映すること。特に医療機器の導入や更新については、費用対効果等を検証した上で計画的に行うこと。

### 第5 その他業務運営に関する重要事項

#### 1 デジタル化への対応

##### (1) 医療情報システムの安全管理

医療情報システムに対する外部からのサイバー攻撃へのセキュリティ対策を徹底する等、十分な安全対策をとること。また、セキュリティポリシーを浸透させ運用するなど、組織的なITガバナンスの確立と強化を図ること。

##### (2) デジタル化の推進

- ア 地域の医療機関との医療情報の連携や医療の質の向上、働き方改革の推進、病院経営の効率化推進のため、デジタル化の推進に努めること。
- イ マイナンバーカードの健康保険証利用について、医療保険事務の効率化や患者の利便性向上を踏まえ、患者への周知等、率先して利用促進に努めること。



## 地方独立行政法人堺市立病院機構 第 4 期中期目標の策定について

### 1 策定の趣旨

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 25 条第 1 項の規定により、地方独立行政法人堺市立病院機構が達成すべき業務運営に関する目標を定めるものであること。

### 2 内容

医師不足や看護師不足、医師の働き方改革の導入、高齢化への対応など医療を取り巻く環境が一層厳しさを増している中で、公立病院として求められる新興感染症への備えや地域医療構想を踏まえた役割を果たし、かつ更なる経営強化に取り組むことで、医療、保健、福祉、教育等の行政全般等と連携、協力しながら持続可能な地域医療提供体制を確保する。

大阪府全体の医療の視点からも、広域連携にも貢献し、堺市二次医療圏を支える中核病院として、地域医療機関等との役割分担と連携強化を図り、持っている機能を最大限に活かし、市民の命と暮らしを守り、本市の健康福祉を支える役割を担う。

市民の健康寿命の延伸、生活習慣病の発症予防等に寄与し、疾病予防の充実・強化、健康を支える地域社会の形成の一端を担い、市民や関係機関から一層信頼され、市民にとって身近な病院となる。

#### 第 1 中期目標の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 4 年間

#### 第 2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- 1 公立病院として担うべき医療
- 2 信頼される医療の提供と患者サービスの向上
- 3 地域への貢献

#### 第 3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

- 1 効率的・効果的な業務運営

#### 第 4 財務内容の改善に関する事項

- 1 安定的な経営の維持
- 第5 その他業務運営に関する重要事項
  - 1 デジタル化への対応

## 本市において住居表示を実施する市街地の区域 及び当該区域における住居表示の方法について

本市において住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法を次のとおり定める。

1 住居表示を実施する市街地の区域

別図のとおり

2 住居表示の方法

街区方式

3 措置する理由

本市の市街地における住居表示を整備する必要があるため。

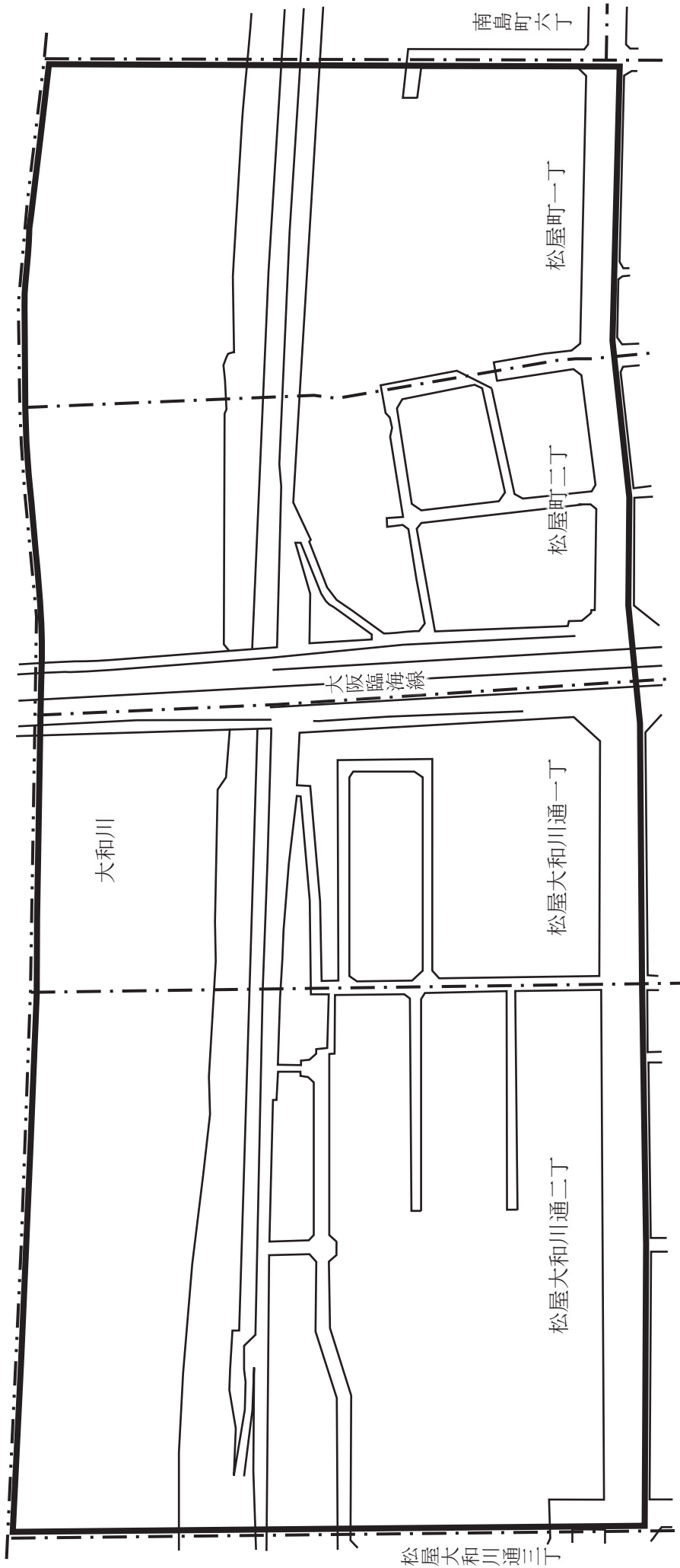
[根 拠]

住居表示に関する法律第3条第1項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

別図



大阪市



凡 例	
行政区域界線	— · · · · · —
町界線	— · · · · · —
町名	松屋町一丁目
住居表示を実施する市街地の区域	

## 当せん金付証券の発売について

当せん金付証券法（昭和 23 年法律第 144 号）第 4 条第 1 項の規定により、令和 6 年度において当せん金付証券を次のとおり発売する。

発売総額 70 億円以内

[根 拠]

当せん金付証券法第 4 条第 1 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。



## 市道路線の認定について

市道路線を別紙調書のとおり認定する。

[根 拠]

道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

# 市道路線認定調書

整理番号	路線名	起 終 点 点	重要な経過地	付記
4226	石原小寺1号線	東区石原町2丁51番地先 美原区小寺456番3地先		地元要望
4290	陶器北72号線	中区陶器北2707番地先 中区陶器北2704番地先		土地区画整理事業
4357	草尾96号線	東区草尾368番2地先 東区草尾368番12地先		開発に伴う寄付
41064	浜寺元54号線	西区浜寺元町5丁704番2地先 西区浜寺元町5丁704番12地先		〃
4973	東浅香山59号線	北区東浅香山町2丁19番7地先 北区東浅香山町2丁19番1地先		〃
41066	土師226号線	中区土師町5丁332番2地先 中区土師町5丁332番2地先		都市計画法第39条による 帰属
4703	深井東28号線	中区深井東町373番1地先 中区深井東町371番7地先		〃
4608	高松56号線	東区高松222番7地先 東区高松222番11地先		〃
4237	上野芝87号線	西区上野芝町6丁187番35地先 西区上野芝町6丁187番35地先		〃
4238	上野芝向ヶ丘203号線	西区上野芝向ヶ丘町5丁1270番53地先 西区上野芝向ヶ丘町5丁1270番60地先		〃
41065	原山台38号線	南区原山台4丁9番8地先 南区原山台4丁9番13地先		〃
4074	和田東4号線	南区和田東989番11地先 南区和田東989番11地先		〃



# 市道認定路線図

整理番号 1226

## 石原小寺1号線

51

456-3

凡例

→ 認定道路

市道認定路線図

整理番号ト290

陶器北72号線

2707

2704

市立東陶器小学校

東陶器公園

陶器北

市立東陶器  
幼稚園

陶器北  
小角田  
公園

凡  
例

→ 認定道路

市道認定路線図

整理番号 7357



草尾96号線

368-2  
368-12

凡例  
→ 認定道路

市道認定路線図

整理番号 ハ1064

北浜公園

浜寺元54号線

704-2

704-12

浜寺 元町 5丁

浜寺元町  
中央防災公園

浜寺 元町 5丁

浜寺元町  
公民館

浜寺 元町

浜寺 南町 2丁

西日本電信電話

凡例



認定道路

# 市道認定路線図

整理番号 7973



東浅香山59号線

19-7

19-1



# 市道認定路線図

34-22

整理番号 ハ1066

土師226号線

332-2

332-2

学園町

学園

土師町 5丁

土師町 5丁

土師町  
グラウンド

土師町

凡  
例



認定道路

# 市道認定路線図

整理番号 7703

## 深井東28号線

373-1

深井東町

371-7

深井東町又池スポーツ広場

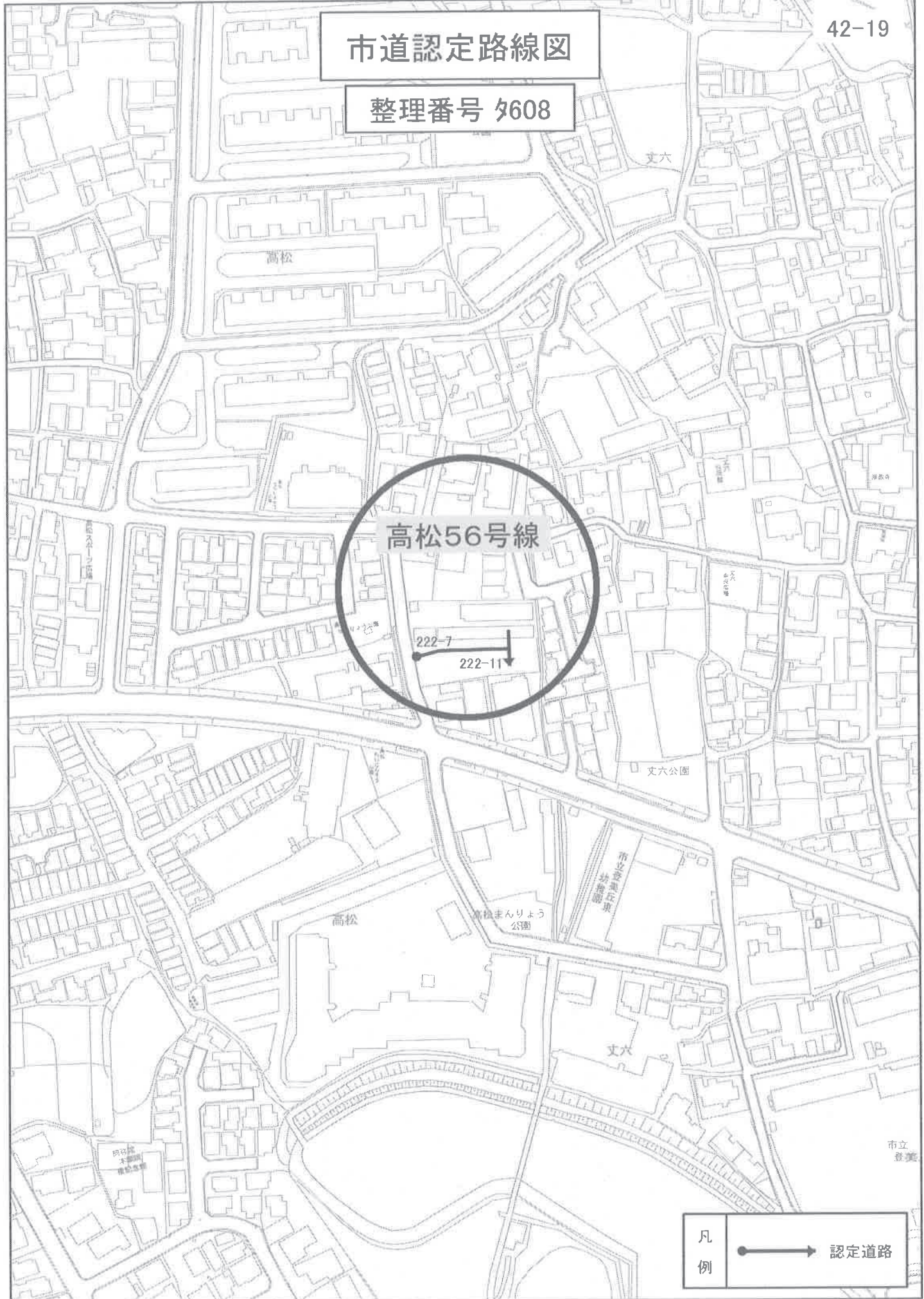
凡例



認定道路

市道認定路線図

整理番号 4608



高松56号線

222-7  
222-11

凡例	 認定道路
----	--



# 市道認定路線図

32-04

整理番号 U237

上野芝87号線

187-35

187-35

凡例  
→ 認定道路

# 市道認定路線図

## 整理番号 U238

### 上野芝向ヶ丘203号線

1270-53  
1270-60

上野芝向ヶ丘町 5丁

上野芝向ヶ丘町 6丁

上野芝向ヶ丘町 6丁

上野芝  
ふれあい広場

上野芝向ヶ丘町 6丁

市立  
深井西小学校

深井尻池公園

市立上野芝中学校

上野芝向ヶ丘町 5丁



市立原山台小学校

# 市道認定路線図

整理番号 ハ1065

原山台 4丁

ひばり公園

## 原山台38号線

9-8  
9-13

原山台 4丁

原山台 4丁

庭代  
第7公園

庭代公園

庭代台 2丁

凡  
例



認定道路

# 市道認定路線図

整理番号 7074

和田東4号線

989-11 → 989-11

和田 東

和田 東

宮山  
第4公園

和田 東

宮山台 1丁

市立宮山台中学校

凡  
例

→ 認定道路

## 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

[根 拠]

地方自治法第 179 条第 3 項の規定に基づき議会の承認を得る必要があるため。

専決第 589 号

## 損害賠償の額の決定の専決について

損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和5年10月26日

堺市長 永 藤 英 機

### [専決する理由]

市長において、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をする必要があるため。

水路転落事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

- 1 損害賠償の額 金 2,494,108 円
  
- 2 損害賠償の相手方 堺市美原区\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*

## 損害賠償の額の決定について

令和5年3月7日(火)午前9時40分ごろ、堺市東区菩提町5丁61地先において、相手方が自転車で走行中、本市が管理する転落防止柵にもたれかかったところ、転落防止柵の片方の支柱の基礎が外れ、水路へ転落し、負傷した。

その後、相手方と損害賠償の額について交渉を重ねた結果、金2,494,108円で合意に至ったもの。



## 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

[根 拠]

地方自治法第 179 条第 3 項の規定に基づき議会の承認を得る必要があるため。

専決第 592 号

## 損害賠償の額の決定の専決について

損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和5年10月26日

堺市長 永 藤 英 機

[専決する理由]

市長において、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をする必要があるため。

公園事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

- 1 損害賠償の額 金 2,074,600 円
  
- 2 損害賠償の相手方 吹田市\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*

## 損害賠償の額の決定について

令和5年5月31日(水)午前10時10分ごろ、堺市南区鉢ヶ峯寺773番地内の堺公園墓地内において、樹木が根本付近で折れて倒木していることが判明し、相手方が所有する墓石等を破損した。

その後、相手方と損害賠償の額について交渉を重ねた結果、金2,074,600円で合意に至ったもの。

## 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

[根 拠]

地方自治法第 179 条第 3 項の規定に基づき議会の承認を得る必要があるため。

専決第 593 号

## 損害賠償の額の決定の専決について

損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和5年10月26日

堺市長 永 藤 英 機

[専決する理由]

市長において、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をする必要があるため。

公園事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

- 1 損害賠償の額 金 2,453,000 円
  
- 2 損害賠償の相手方 大阪狭山市\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*

## 損害賠償の額の決定について

令和5年5月31日(水)午前10時10分ごろ、堺市南区鉢ヶ峯寺773番地内の堺公園墓地内において、樹木が根本付近で折れて倒木していることが判明し、相手方が所有する墓石等を破損した。

その後、相手方と損害賠償の額について交渉を重ねた結果、金2,453,000円で合意に至ったもの。



## 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

[根 拠]

地方自治法第 179 条第 3 項の規定に基づき議会の承認を得る必要があるため。

専決第 594 号

## 損害賠償の額の決定の専決について

損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和5年10月26日

堺市長 永 藤 英 機

[専決する理由]

市長において、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をする必要があるため。

公園事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

- 1 損害賠償の額 金 3,113,000 円
  
- 2 損害賠償の相手方 大阪市西成区\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*

## 損害賠償の額の決定について

令和5年5月31日(水)午前10時10分ごろ、堺市南区鉢ヶ峯寺773番地内の堺公園墓地内において、樹木が根本付近で折れて倒木していることが判明し、相手方が所有する墓石等を破損した。

その後、相手方と損害賠償の額について交渉を重ねた結果、金3,113,000円で合意に至ったもの。

## 地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分の 報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので報告する。

[根 拠]

地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき議会に報告する必要があるため。

# 1 市長の専決事項の指定第1項による専決処分

(環境事業部クリーンセンター)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
573	5.9.15	50,000	堺市堺区*** *****	*****	令和5年3月3日(金) 午前10時10分ごろ、堺市 堺区*****にお いて、環境事業所職員の運 転する本市車両がハンド ル操作を誤り、相手方宅の ブロック塀に接触し、損傷 させたもの。
574	5.9.19	88,601	堺市西区鳳東町 7丁783	株式会社和心 代表取締役 谷口友子	令和5年7月19日(水) 午後1時20分ごろ、堺市 西区鳳東町7丁745-4にお いて、環境事業所職員が粗 大ごみを積み込むため本 市車両の右側後方扉を開 放した際、相手方車両と接 触し、損傷させたもの。

(健康部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
575	5.9.19	213,950	大阪市東住吉区 *****	*****	令和5年7月10日(月) 午後2時ごろ、堺市堺区田 出井町4-1 堺市立斎場駐 車場にある樹木が倒れこ み、駐車していた相手方車 両の天井部分を損傷した もの。

## (農政部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
576	5. 9. 26	192, 500	堺市南区*** *****	*****	令和5年7月27日(木) 午後3時20分ごろ、堺市 南区鴨谷台1丁51-2にお いて、農業土木課職員が駐 車のため本市車両を後進 させた際、相手方車両に接 触し、損傷させたもの。
577	5. 10. 16	891, 000	堺市南区*** *****	*****	令和5年8月28日(月) 午前11時20分ごろ、堺市 南区美木多上62-1におい て、農水産課職員の運転す る本市車両が左折する際、 相手方設置のフェンスに 接触し、損傷させたもの。

## (土木部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
586	5. 10. 25	613, 188	堺市南区*** *****	*****	令和4年9月12日(月) 午前10時30分ごろ、堺市 南区美木多上302地先にお いて、相手方が原付バイ クで和田川にかかる橋を 渡るために市道美木多上 59号線から左折しようと したところ、道路上にはみ 出た蔓性植物に原付バイ クが引っかかり転倒し、腰 部を負傷したもの。
583	5. 10. 20	12, 374	泉南市*** *****	***** (親権者) *****	令和5年4月16日(日) 午後4時30分ごろ、堺市 西区浜寺諏訪森町西3丁 221-7地先において、相手 方が自転車で府道大阪臨 海線を走行中、道路舗装の 捲れで自転車両輪をパン クしたもの。

582	5.10.20	4,077	堺市北区*** *****	*****	令和5年6月2日(金) 午前10時30分ごろ、堺市堺区北瓦町1丁5-28地先において、相手方が電柱と公園の擁壁との間をすり抜けようとしたところ、市道瓦町3号線のL型側溝立上り部分にあった突起物を踏み、左足裏を負傷したもの。
579	5.10.20	102,733	堺市西区*** *****	*****	令和5年7月14日(金) 午後4時ごろ、堺市西区上野芝町3丁6-17地先において、相手方車両がデイサービス施設から左折で府道堺狭山線に出ようとしたところ、乗入口の縁石が跳ね上がり、フロントバンパー及び右前輪ホイールを損傷したもの。
581	5.10.20	63,006	堺市南区*** *****	*****	令和5年7月19日(水) 午前8時30分ごろ、堺市中区深阪5丁1-50地先において、相手方車両がコンビニエンスストア駐車場から左折で市道深阪田園線に出ようとしたところ、車道側に傾いた状態であった横断防止柵の支柱と車両左後部が接触し、左後部ドアパネル等を損傷したもの。
580	5.10.20	16,896	堺市西区*** *****	*****	令和5年7月20日(木) 午前12時ごろ、堺市西区上野芝町3丁6-17地先において、相手方車両が府道堺狭山線から左折でデイサービス施設に入ろうとしたところ、乗入口の縁石が跳ね上がり、右後部ドア下のサイドステップを損傷したもの。



596	5. 11. 2	44, 240	堺市西区下田町 14-49	有 限 会 社 ボディーショップ プ タ ナ カ 代 表 取 締 役 日 置 政 郁	令和5年9月29日(金) 午後3時ごろ、府道堺狭 山線深井駅前交差点付 近の高架橋において、南 部地域整備事務所職員 の運転する本市車両に 積み込んでいた枯木が 数本落下し、相手方車両 と接触し、損傷させたも の。
-----	----------	---------	------------------	--	--

(公園緑地部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
588	5. 10. 26	33, 550	堺市堺区*** *****	*****	令和5年5月31日(水) 午前10時10分ごろ、堺市 南区鉢ヶ峯寺 773 番地堺 公園墓地内にある樹木が 根本付近で折れて倒木し ていることが判明し、相手 方が所有する線香立てを 破損したもの。
590	5. 10. 26	60, 500	神奈川県横浜市 *****	*****	令和5年5月31日(水) 午前10時10分ごろ、堺市 南区鉢ヶ峯寺 773 番地堺 公園墓地内にある樹木が 根本付近で折れて倒木し ていることが判明し、相手 方が所有する墓標を破損 したもの。
591	5. 10. 26	18, 480	交野市*** *****	*****	令和5年5月31日(水) 午前10時10分ごろ、堺市 南区鉢ヶ峯寺 773 番地堺 公園墓地内にある樹木が 根本付近で折れて倒木し ていることが判明し、相手 方が所有する花筒及びロ ーソク立てを破損したも の。

595	5.10.26	4,400	阪南市***** *****	*****	令和5年5月31日(水) 午前10時10分ごろ、堺市 南区鉢ヶ峯寺773番地堺 公園墓地内にある樹木が 根本付近で折れて倒木し ていることが判明し、相手 方が所有する線香立て及 び湯呑を破損したもの。
584	5.10.25	614,785	堺市西区***** *****	*****	令和5年8月4日(金) 午後5時ごろ、堺市西区* ***** **に隣接する相手方の 住所地において、同住所地 内の排水管に越境した公 園樹木の根が詰まったこ とにより、排水管の汚水が 逆流し、相手方住居の壁紙 等に損害を与えたもの。
585	5.10.25	115,280	堺市南区晴美台 4丁2-1	帝塚山学院 泉ヶ丘中学校 高等学校 校長 江口宗茂	令和5年8月26日(土) 午前9時ごろ、堺市南区晴 美台4丁1-2泉ヶ丘緑地に おいて、樹木が幹から折れ て倒木していることが判 明し、隣接する相手方のネ ットフェンスに損傷を与 えたもの。



## 2 市長の専決事項の指定第3項

(泉北ニューデザイン推進室)

専決 番号	専 決 年月日	案件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
600	5.11.9	和解について	令和4年10月21日 付け「電動キックボ ードシェアリング実 証プロジェクトに関 する協定書」に基づ く事業の早期終了に よる返還金 1,670,000円	大阪市西区江戸 堀2丁目1-1 江戸堀センター ビル14階	長谷川工業 株式会社 代表取締役社長 長谷川 泰正

(住宅部)

専決 番号	専 決 年月日	案件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
587	5.10.26	訴えの提起に ついて	堺市堺区***** *****堺市営** ***** *の住宅明渡し並び に住宅使用料 705,400円及び住宅 使用料相当損害金	堺市堺区*** ***** 堺市営**** *****	*****

## 及び第4項による専決処分

請求等の内容	事件名及び事件の概要
<p>(1) 本事業は、協定書の定めにかかわらず、令和5年6月30日に終了するものとする。</p> <p>(2) 相手方は、本市に対し、協定書に基づき交付された負担金3,000,000円のうち、早期終了によって本事業を実施することができなくなった期間に相当する額である1,670,000円を返還するものとする。</p> <p>(3) 相手方は、本市に対し、前号の金員を令和5年12月末日限り、本市が指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、相手方の負担とする。</p> <p>(4) 本市と相手方は、本事業につき、前3号に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。</p>	<p>本市と相手方が令和4年10月21日に締結した協定書に基づき、同日から令和6年4月30日までの予定で実施していた事業について、相手方の協力会社がシステム運営を停止することにより令和5年7月1日以後の継続が困難となった。</p> <p>このため本市と相手方は、本事業を令和5年6月30日に終了することとし、相手方は、本市が令和4年度に支出した負担金3,000,000円のうち、実施できなかった期間に相当する額を本市に返還するもの。</p>

請求等の内容	事件名及び事件の概要
<p>(1) 堺市堺区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金705,400円及び入居承認取消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件</p> <p>堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。</p> <p>このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料705,400円及び明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>

### 3 市長の専決事項の指定第5項

(住宅部)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住 所	氏 名	
599	5. 11. 8	大浜高層建替 住宅建設工事	堺市堺区永 代町5丁1番 10号	木 綿 麻 ・ 源 建設工事共同企業体  代 表 構 成 員 株 式 会 社 木 綿 麻 建 設 代 表 取 締 役 中 東 栄  他 の 構 成 員 株 式 会 社 源 建 設 工 業 代 表 取 締 役 中 東 博 子	変更前 1,063,976,100円 (消費税額等 96,725,100円) 変更後 1,141,388,600円 (消費税額等 103,762,600円)

(道路部)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住 所	氏 名	
578	5. 10. 19	三原台156号 線道路改良工 事	堺市西区浜 寺船尾町西4 丁539番地1	株 式 会 社 ユニオンテック 代 表 取 締 役 西 原 健 二	変更前 431,860,000円 (消費税額等 39,260,000円) 変更後 450,949,983円 (消費税額等 40,995,453円)

## による専決処分

変更額（増）	変更する内容	変更理由
77,412,500 円 (消費税額等 7,037,500 円)	発生土処分施設変更等による増額	杭工事施工中、掘削土から有害物質が検出された。その結果、特定処理施設での処分が必要となったため、増額となる。 その他、設計時に確認が困難であった設計図書の施工条件と工事現場の不一致について、設計数量に増減が発生した結果、増額となる。 以上のことから、増額変更を行うものである。

変更額（増）	変更する内容	変更理由
19,089,983 円 (消費税額等 1,735,453 円)	工事請負契約書第 25 条第 3 項の規定に基づくインプレスライド条項の適用による増額	国からの要請に基づき、賃金等の高騰に対処するために、工事請負契約書第 25 条第 3 項に規定するインプレスライド条項を適用し、契約を変更するため、増額変更を行うものである。

## (学校管理部)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住 所	氏 名	
598	5. 11. 7	浜寺小学校校 舎改築工事	堺市西区宮 下町 12 番 1 号	堺 土 建 ・ 藤 木 組 建 設 工 事 共 同 企 業 体  代 表 構 成 員 堺 土 建 株 式 会 社 代 表 取 締 役 下 川 好 隆  他 の 構 成 員 株 式 会 社 藤 木 組 代 表 取 締 役 藤 木 幸 生	変更前 2, 222, 000, 000 円 (消費税額等 202, 000, 000 円) 変更後 2, 334, 835, 206 円 (消費税額等 212, 257, 746 円)
599	5. 11. 6	東三国丘小学 校校舎改築工 事	堺市堺区海 山町 2 丁 123 番地	株 式 会 社 隆 栄 建 設 代 表 取 締 役 嘉 陽 利 明	変更前 1, 311, 781, 900 円 (消費税額等 119, 252, 900 円) 変更後 1, 351, 726, 849 円 (消費税額等 122, 884, 259 円)



変更額 (増)	変更する内容	変更理由
<p>112,835,206 円 (消費税額等 10,257,746 円)</p>	<p>工事請負契約書第 25 条第 3 項の規定に基づくインプレスライド条項の適用による増額 工事車両 (重機) の搬入出に伴う必要経費等の増額</p>	<p>国からの要請に基づき、賃金等の高騰に対処するために、工事請負契約書第 25 条第 3 項に規定するインプレスライド条項を適用し、契約を変更するため、増額となる。</p> <p>また、工事車両 (重機) の搬入出に関して、車両通行ルート上の軌道敷を通行する際、軌道沈下のおそれがあることから、阪堺電気軌道 (株) との協議の結果、養生のうえ夜間搬入出を行う必要が生じたため、増額となる。</p> <p>その他、現場調整事項や設計時に確認が困難であった設計図書の施工条件と工事現場の不一致について、設計数量に増減が発生した結果、増額となる。</p> <p>以上のことから、増額変更を行うものである。</p>
<p>39,944,949 円 (消費税額等 3,631,359 円)</p>	<p>工事請負契約書第 25 条第 3 項の規定に基づくインプレスライド条項の適用による増額 山留の追加等に伴う増額</p>	<p>国からの要請に基づき、賃金等の高騰に対処するために、工事請負契約書第 25 条第 3 項に規定するインプレスライド条項を適用し、契約を変更するため、増額となる。</p> <p>掘削工事着手後、想定以上に地下水位が高いことが判明し、山留設置位置の一部追加を行う必要が生じたため、増額となる。</p> <p>その他、設計時に確認が困難であった設計図書の施工条件と工事現場の不一致について、設計数量に増減が発生した結果、増額となる。</p> <p>以上のことから、増額変更を行うものである。</p>



令和5年第5回市議会（定例会）  
付議案件綴及び同説明資料綴（その1）

---

令和5年11月 発行

**編集・発行** 堺市財政局財政部資金課  
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号  
Tel 072-233-1101  
URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

---

配架資料番号  
1-B2-23-0058